

一連の新人研修を終え、多くの新人の方々は春を待ちわびた桜の如く、司法書士登録をして様々な分野で活躍されることであろう。このような時期だからこそ考えておきたいことがある。弁護士増加により、法律事務所は大都市のみならず地方でも目にするようになった。他方、司法書士は地方で開業する会員が依然少なく、また地方で開業している会員も高齢化が進み、事務所の承継問題が大きな問題となりつつある。このような状況が続くと、司法書士が有する法的サービスを供給できないばかりでなく、ひいては私たちの存在意義すら問われかねない。私たちは何をすべきか、そしてこれから登録する新人のために何を準備すべきか、この場を借りて考えてみたい。  
(月報発行委員会)

## 日司連の司法過疎対策について

日司連司法拡充対策部 理事

やまだ すずむ  
山田 進

### 一、はじめに 司法過疎とは

日司連が司法過疎対策に乗り出すのは、平成一三年六月の第五九回定時総会で代議員が提案した「司法過疎解消に関する基盤整備事業に関する決議案」を

承認してからである。この決議は、司法過疎解消を目的として、  
①司法過疎地（域）の実態の把握と調査、研究（司法書士需要の有無も含む）、②司法過疎地域に対する巡回法律相談の開催、③司法過疎地域における司法書士支援、派遣司法書士の育成事業等の検討・推進（を）する機関の設置及び財政支援、を日司連に求めるものであった。  
\* この決議案には、「司法過疎」という言葉が使われているが、必ずしも明確な定義があるわけではなく、法的サービスの提供が十分ではないことを指していると思われる。したがって、人口過密地域における司法過疎問題ということもあり得る。  
\* 一般に、「過疎」とは、「過密」の対義語であり、人口過疎は、都市部の人口過密問題が引き起

【表1 過疎地域の状況】

	(過疎市町村)	(全国)	(過疎地域の割合)
関係市町村数(平成19年12月1日)	735	1,798	40.9%
人口(平成17年国調:万人)	1,068	12,777	8.4%
面積(平成17年国調:km <sup>2</sup> )	204,268	377,915	54.1%

総務省自治行政局過疎対策室「過疎地域自立促進特別措置法の概要」より

こうしたものである。したがって、過密問題を解決すれば自ずから過疎問題も解決するはずであるが、国は過疎問題の解消に向けて直接対策を取っている。昭和四五年に過疎地域対策緊急措置法を制定、昭和五五年に過疎地

域振興特別措置法、平成二年に過疎地域活性化特別措置法、現在は平成一二年の過疎地域自立促進特別措置法(平成二一年度まで)により過疎対策が実施されている。現行法は「過疎地域」を、中長期的な人口減少及び長期的な人口減少の結果としての年齢構成の偏りから過疎地域を捉えている(注1)。

\* 過疎地域では、自治体の財政難から社会基盤の維持が困難になり、一定の生活水準を維持できなくなることが問題となっている。つまり、法的サービスのみではなく、医療、教育、防災等の社会基盤すべてにわたり不十分なのである。そして、このような市町村の数は、表1のとおり、全国の四〇・九%、面積では五四・一%を占めるにもかかわらず、人口は八・四%にすぎない。四〇年近く前に始まっ

た過疎対策が終了することなく続いていることから、困難を極めていくことがわかる。最近では、過疎化などで、社会的共同生活の維持が困難になった集落のことを「限界集落」と呼んでいる(注2)。

\* 規制改革により競争原理が働き、効率の向上が追求された。郵政民営化による郵便局の廃庁を引き合いに出すまでもなく、競争は非効率なサービスの縮小につながっていく。このような状況で、人口八・四%の地域に社会基盤を維持するための財政出動は容易ではない。

\*

ではなぜこのような地域に、司法書士は、法的サービスの提供を広げようとしているのか。一言で言えば、誰でもできる業務でないからであり、サービスの提供は司法書士業務に内在す

る義務なのである。届け出により誰でも開始できる業務であれば、見えざる手により過疎地にも過疎地相応のサービスが提供されることも期待できる。しかし、現状では司法書士は質的担保を確保するために数量的規制をされ、需要に見合う供給がされていない(注3)。質的担保の確保を理由に数量的制限をすることに對しては批判もあるが、司法書士にあつては、弁護士ほど批判されていない(注4)。

二、司法書士会総合相談センター(注5)の開設又は運営に対する財政支援

日司連は、平成一三年の総会決議に基づき、司法制度改革対策部の中に司法過疎対策ワーキングチーム(注6)を設置し、司法過疎地解消に関するプランを策定した。同プランは、司法過疎解消事業を継続して行つた

め、全国八ブロック会の地域内に概ね一カ所「司法書士法律相談支援センター」を設置することを目指し、一定期間（平成一七年度まで）財政支援をしていくという内容のものであった（注7）。そして、継続的に財政援助をすることを念頭に、司法書士法律相談センターの開設支援に着手した。

\* その結果、①いわみ少額裁判サポートセンター（島根県、平成一三年三月二五日）、②司法書士無料法律相談所滝川支所（北海道滝川、平成一三年一〇月二

七日）、③幡多司法書士無料法律相談センター（高知県、平成一四年一月二六日）、④大隅地区司法書士法律相談センター（鹿児島、平成一四年五月一五日）、⑤久米島司法書士法律相談センター（沖縄県、平成一四年八月一日）、⑥あいつ司法書士無料法

律相談センター（福島県、平成一五年九月二七日）、⑦京都司法書士会総合相談センター（京都府、平成一六年九月）、⑧近司連司法書士会総合相談センター（近畿、平成一六年一〇月）を開設することができた（注8）。

相談センター開設は過疎対策の対処療法であるが、多くの人が有効と指摘している（注9）。また、財政支援の裏付けとして、司法過疎解消を目的とした基金設立の検討を始めた。

### 三、過疎地の実態調査

平成一六年六月、第六五回定時総会において、代議員が提案した「司法書士及び日本司法書士会連合会は、司法書士の〇一（ゼロワン）地域の解消を目指すことを宣言する。」との決議が採択された。「司法書士をあまりなく存在させる宣言」である。

これは、全国に「遍在」するはずの司法書士が「偏在」に向かいつつある状況を食い止めなければ、司法書士の存在意義が失われるとの危機感を表すものである。

\*

この総会決議を受けて、日司連は現状把握のため司法書士会に対するアンケート（注10）を実施した。この調査結果をもと

に、平成一八年二月から三月にかけて、①北海道夕張市、木古内町、福島町、足寄町、厚岸町等、②秋田県鹿角市、男鹿市、仙北市、③東京都あきる野市、④静岡県下田市、⑤京都府宮津市、⑥広島県庄原市、⑦沖縄県久米島町の現地調査を実施した（注11）。また、平成二〇年二月から三月にかけて、留萌市・天塩町（北海道）、野辺地町（青森）、二戸市（岩手）、横手市（秋田）、亘理町・山元町（宮城）、

珠洲市（石川）、串本町・紀の川市（和歌山）、長門市（山口）、雲南市・掛合町（島根）、愛南町（愛媛）、長島町・屋久島等（鹿児島）、高千穂町（宮崎）の調査をする予定である。

### 四、開業支援と資金援助

日司連は、本格的な開業支援事業の前に、平成一八年二月過疎地への試行派遣（「開業支援」の募集を行った。「対象地域」は、司法書士がゼロ又は一名称度しか存在しない市町村、もしくはこれに準ずる地域で、日司連が事業計画を遂行するに相当であると判断した地域とした。【応募要件】は、①簡裁代理認定者であること、②個人（法人は対象としない）、③所属司法書士会会長の推薦があること、④派遣する地域を管轄する司法書士会会長の了承を得ること、

⑤簡裁代理業務及び法律相談、

成年後見業務に積極的に取り組む意思を表明していること、⑥

五年以上当該地において地域司

法サービスに携わる覚悟である

こと、⑦地元の公的役職や司法

書士会支部の役職、司法書士相

談センター等の要請にも積極的

に応ずる用意がある意思がうか

がわれること、⑧三年間、年一

回、日司連へ活動状況を報告す

ること、⑨日司連や単位会（\*

募集要項のとおり表現）等が行

う司法過疎対策に関する事業に

積極的に協力する意思のあるこ

とである。【支援内容】は、開

業資金として一五〇万円を無償

提供、事業資金（＝運転資金）

として年五〇万円を三年間貸付

（三年以上当該地において業務

を行った場合は返済を免除す

る）である。【応募】五名の募

集に対し三名が応募し、審査の

結果、①北海道浦河町、湧別町

（以上調査地域以外）②東京都

あきる野市での開業申込者に支

援を決定した。

\* 一八年度からは本格的な支援

をしていくため、司法過疎解消

フォーラム（注12）を開催し、

過疎地調査の結果を開業希望者

に提供している。そして、平成

一八年度第一回司法過疎

地開業支援の募集を行い、その

結果、①北海道白老町（調査地

域以外）、厚岸町 ②秋田県男

鹿市 ③京都府宮津市 ④高知

県香美市（調査地域以外）⑤沖

縄県久米島町の六名に開業支援

をした。平成一九年二月、第二

回司法過疎地開業支援の募集を

行った。対象者を法人に拡大し、

開業予定地の司法書士会会長の

了承が不要（ただし、意見聴取

をする）とした。五名程度の募

集に対し、①高知県淀川町（調

査地域以外）、②長崎県平戸市

（調査地域以外）での開業の申

し込みがあり、二名を支援した。

平成二〇年一月にも開業支援の

募集を行っている（注13）。

## 五. 基金の設置

### 〈安定した財政支援〉

平成一八年六月の第六八回定

時総会において、代議員が提案

した「平成一九年度に司法書士

過疎対策特別基金設置を求める

決議案」が承認された。決議の

趣旨は、日司連は、全力をあげ

て、国民が均しく司法アクセス

を享受できる社会の実現に向け、

司法書士の〇一地域を解消する

ため、平成一九年度に司法書士

過疎対策特別基金を設置するこ

とを求めるといものである。

日司連は、この決議に基づき、

過疎解消基金の設置を検討し、

一九年度の総会に「基金を設置

する規則」及び「予算」を提出

した。基金予算は五千万円であ

る。基金の設置により、安定した

事業に向けて一歩前進すること

ができたが、当面、財源は会員

業務整備・地域事業推進等特別

会計から支出され、会員から過

疎対策のための基金は募らない。

事業がうまく展開していくかは、

今後どれくらい基金の積み立て

ができるかにかかっている。今

のところ、安定した財源とはい

えないが、基金設置により、懸

案となっていた過疎地における

事業承継のスキーム、司法過疎

地解消地域事務所等（注14）の

検討や試行の余地ができたもの

と考える。

## 六. おわりに

過疎対策にもかかわらず、人

口の減少に歯止めがかからない

地域は多い。日司連の過疎対策

事業地は、ひまわり基金事務所

よりさらに過疎地域の場合が多い。このような地に、どれくらい開業希望者が集まるのか心配していたが、過疎地開業フォーラムに大勢の参加者があった(注15)。フォーラム参加者の話を聞く限り、都会での独立開業は難しく、勤務司法書士にも違和感を感じている人々が、新天地を求めて集まっているのではないかと推測する。

\* 司法過疎地の調査では各種法律相談件数の調査もするが、その数が多くない地もある。しかし、過疎地においては、相談件数で法的ニーズを判断するのは適切でなく(注16)、開業支援事業により開業した司法書士は、忙しい毎日を過ごしていることが開業支援フォーラムで報告されている。過疎地においては、一人の司法書士が多種の業務や会務、そして公的仕事もするこ

とになるので、司法過疎解消を支えているのは、個人的資質や力量によるところが大きいといわざるをえない(注16)。国民の裁判を受ける権利を守るといいうように大土段に構えることなく、自分の知識経験を少しでも必要としている人のために、一人でも多く過疎地に開業してくれることを願っている。日司連は、これらの会員に対し、できる限りのバックアップをしていく決意である。

(注1) (1)人口要件として、以下のいずれかに該当すること(法第三二条)。①昭和四〇年〜平成一二年の人口減少率が三〇%以上、②同期間の人口減少率が二五%以上、高齢者比率(六五歳以上)二四%以上、③同期間の人口減少率が二五%以上、若年者比率(一五歳以上三〇歳未満)一五%以下、④昭和五〇

年〜平成一二年の人口減少率が一九%以上(2)財政力要件(省略)([http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/2001/kaso/kaso\\_gaiyo.html](http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/2001/kaso/kaso_gaiyo.html))

(注2) 大野晃が、高知大学人文学部教授時代の平成三年に最初に提唱した概念である。六五歳以上人口比五〇%以上高齢化が進み、共同体の機能維持が限界に達している状態を指し、やがて人口がゼロとなり消滅集落となる(出典…フリー百科事典『ウィキペディア(Wikipedia)』「限界集落」)。(注3) 櫻村志郎「過疎地の司法アクセスと司法書士」(月報司法書士二〇〇七年一月号二頁)

(注4) 臨時司法制度調査会(我妻榮会長)では、司法制度の運営の適正を確保するため、法曹一元化の制度に関する事項が審議され、その意見書(昭和三九

年八月)では、弁護士の大都市偏在化の是正(具体策第二の一)を求めている。また、司法制度改革審議会(佐藤幸治会長)意見書(平成一三年六月一二日)では、法曹の質・量ともに「社会の法的需要に十分対応できているとはいえない難い状況」にあり「大幅に拡充することは不可欠である」と指摘(「今般の司法制度改革の基本理念と方向第3の2(2)」)するとともに、弁護士過疎問題への対応を求めている(Ⅲ司法制度を支える法曹のあり方第3の3)。一方、司法書士は、全国広く分布していることにより、簡裁における民事訴訟の代理権が条件付きで付与された。

(注5) 都道府県司法書士会(北海道は札幌、旭川、釧路、函館の四司法書士会)又はブロック司法書士会(北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、

九州)が設置する相談センター(注6)組織替えにより、平成一五年度から司法制度対策部司法アクセスワーキングチーム、平成一六年度から司法ネットワーク対策部が引き継いでいる。現在は、総合相談センターの開設支援を常設の司法支援部門が担当し、司法過疎対策を司法拡充対策部が担当している。

(注7)日連司法アクセス対策ワーキングチーム「司法書士会の取り組み 司法書士法律相談支援センター―現状と課題―」(月報司法書士二〇〇四年二月号一四頁)

(注8)日司連は、総合相談センターを全国三〇〇カ所に拡大することを目指して、現在、一二七カ所が開設されている([http://www.shiho-shoshi.or.jp/activity/var\\_consulting/center\\_list.php](http://www.shiho-shoshi.or.jp/activity/var_consulting/center_list.php))

(注9)吉岡良治「弁護士偏在

の現状と課題」(自由と正義四五巻七号一二頁)、住田昌弘「自治体法律相談アンケート分析から弁護士過疎と法曹人口問題を考える」(自由と正義四五巻七号一六頁)、太田治夫「ひまわり基金と公設法律事務所」(月報司法書士二〇〇七年一月号一四頁)の日弁連名古屋宣言(<http://www.nichibenren.or.jp/ja/committee/depopulation/to rikuni.html>)

(注10)平成一七年三月、全国四八司法書士会に対し、司法書士会の過疎対策事業の内容、連合会の過疎対策事業についてアンケートを実施した。司法書士会に過疎地がないと回答したのは三〇会であった。平成一八年七月、第一回アンケートの目的が十分伝わっていないと判断し、第二回アンケートの実施をした。過疎地がないと回答したのは一五会に減少した。

(注11)里村美喜夫「田舎に行こう」(月報司法書士二〇〇七年一月号二〇頁([http://www.shiho-shoshi.or.jp/association/publish/monthly\\_report/200701/data/200701\\_02.pdf](http://www.shiho-shoshi.or.jp/association/publish/monthly_report/200701/data/200701_02.pdf)))

(注12)平成一八年八月五日、東京で開催。平成一八年二月、三月に調査した地域の情報を提供。平成一九年三月二四日、神戸市で開催。平成一八年二月、三月に調査し応募がなかった地域の情報提供(夕張市は生活が困難になることが予想され、鹿角市は、地元出身者が支援事業を利用せずに開業したため除く)。平成二〇年一月二六日大阪で開催、翌二七日東京で開催(開業支援フォーラムと名称変更)。平成一八年の調査地で応募のなかった地域の情報提供及び平成二〇年の調査予定地の司法書士会による情報提供。

(注13)開業支援金が一八〇万円になり、定着支援金が三年間で最高五四〇万円になった。(注14)新人のための配属研修を過疎対策として活用することの検討にも着手した。(注15)第一回五七名(東京)、第二回二二名(神戸)、第三回三八名(大阪)、第四回四六名(東京)

(注16)里村美喜夫「法と民主主義」四〇六号六二頁

# 配属研修の現状について—執務の現場を通して—

司法書士中央研修所副所長

加藤 憲一  
かとう けんいち

## 一 はじめに

司法書士新人研修は、平成元年の第一期新入会者中央研修を契機として、研修制度として確立すべく幾多のインフラ整備が図られてきたところであるが、平成一三年度において「日司連新人研修規則」及び「日司連新人研修規則実施要領」が制定さ

れ、平成一四年度より日司連の研修制度として配属研修を実施することとなった。

規則では、新人研修の対象者を「一年以内に登録・入会を予定する者」として登録前の研修であることを明確にするとともに、これまで実施してきた中央新人研修（以下、「中央研修」という）、ブロック新人研修（以下「ブロック研修」という）、そし

て司法書士会新人研修（以下、「司法書士会研修」という）の三分による方式とそれぞれの研修の目的及び期間を基本的に維持し、特に司法書士会研修を配属研修として明定した。

## 二 中央研修・ブロック研修・特別研修から配属研修へ

中央研修は、司法書士がこれからの時代に応えるべく、また、

司法制度改革の中の枠組みの中で、司法書士が法律家としての専門性を高めるために、まず司法書士試験では掘り下げて学習する機会が少なかった知識を修得することに重点を置き、次に、法的思考力の養成を図ることに主眼を置き、具体的事例を通じて、依頼者の立場に立ち依頼者からの事情聴取にどのような姿勢で臨み、書面の作成にそれを

どう反映していくかという過程を一連の流れとして学んでいくようになっていく。

ブロック研修では、地域に応じた、それぞれの特色のある内容となっており、中央研修所が各ブロック会と協議の上、カリキュラム及び講義で使用する教材の統一化を推し進めてきた結果であり、受講者は全国どの地域のブロック研修を受講しても、一定の部分で均質化された内容の講義が受けられるシステムが定着しつつある。そして、ブロック研修の講義は、受講生がこれまで机上で学んできた知識と実務の現場において必要とされる知識のギャップを埋めるべく、近畿ブロックを除くほとんどが実務経験の豊富な会員講師により行われている。

なお、特別研修は、簡裁代理等関係業務を行うために必要な能力を修習するために、連合会が、法三条第二項第一号に定める法人として指定を受けた上で

実施するものであるが、講義形式のほか、少人数でのグループ学習やゼミナール、裁判所での実務研修などの実践的な内容となっている。この特別研修については、新人のほとんどが受講しており、審査における彼らの認定率は八〇パーセント強といわれている。

このように、受講者は中央研修、ブロック研修、特別研修を通じて、かつて学んだことのない知識を短期間に詰め込むため、司法書士の職務の重要性を認識する一方、開業後に要求される能力や知識の膨大さに、かえって不安を増幅させる者もいるかもしれない。

そこで、配属研修は、受講者が集合研修で修得した知識について、日常業務の中での場面で、またどのような形で繰り出されて事件処理へつながっていくのかを、指導員との「対話」により消化吸収し、具体的に理解することを目的として実施さ

れるのであり、一連の研修の最後の過程として大きな存在意義がある。

とはいえ、配属研修の実施状況については、各司法書士会によってまちまちであるが、昨年末に全国的に行ったアンケート結果によると、全員に実施している会が一七で、希望者のみに実施している会が三一との回答を得た。気になる配属研修の期間であるが、概ね六週間以上実施しているようである。なお、会によっては、配属研修とともに集合研修をもあわせて実施している会もある。その研修内容は倫理や開業支援といったものもあり、この点については、会

が独自で判断して実施している。ところで、配属研修を受ける新人といっても、その年齢、経歴、あるいは開業予定の時期等によって、研修期間中における取り組み方には個人差がある。中には学生気分が抜けきれず、受け身で講義を受ける姿勢も見

受けられ、本来、自ら求めて修得すべき実務研修に対して消極的であるように思われる。そこで、実務の現場では、どのような研修が行われているかを実際に行った事件処理等でも試みることとする。なお、臨場感を出すために、くだけた会話形式であることをあらかじめおことわりしておきたい。

ともあれ、百聞は一見にしかずであるので、実際の現場をみてみよう。

### 三 配属先の現場では (A君の一週間)

#### ・研修第一日目

A君「平成一九年度本試験合格のAと申します！Y先生、事務所の皆さん、研修期間中ご迷惑おかけすることと思いますが、どうぞよろしくお願いします!!」

Y先生「お、元気がいいねえ。はじめは慣れないことばかりで

戸惑うかもしれないけど頑張ろうね。早速だけど今日は今から登記申請書類を法務局に提出するんだ。A君は法務局に行ったことはあるかい？」

A君「いえ、僕は合格するまで営業職だったもので、恥ずかしながら司法書士事務所の仕事はまったくの初めてで……」

Y先生「別に恥ずかしいことじゃないさ。むしろ違う分野の経験をしていることは君にとつての財産だよ。では、事務職員とSさんと一緒に法務局に行つてらっしゃい」

——法務局にて——

Sさん「それではA君、印紙の販売窓口で印紙五、〇〇〇円分を買ってきてもらえますか？」

A君「はい！任せてください！。

……すみません！登記の印紙を五、〇〇〇円分ください。  
……Sさん、印紙買ってきまし

た！」

Sさん「ありがとうござ……あら！A君これ登記印紙ですよ」

A君「え!?登記用の印紙だから登記印紙ではないのですか?」

Sさん「いえ、登記申請の際の登録免許税の納付として使用する印紙は収入印紙を貼付することになっていいますよ」

A君「そうなんですか……。知らなかった……」

・研修第二日目

——司法書士Y事務所にて——

Sさん「……と、これが大体の戸籍の見かたです。すぐに覚えられるものではないので、戸籍の種類とか内容をご自分でノートにまとめておかれるといいですよ」

A君「そうですね。戸籍を読むのってなかなか慣れるまでは難しそうですね。なんだか自信

がなくなつちやうなあ。それじゃあ少し時間をいただいて今からまとめさせてもらいますね」

(コピー機の前でひたすらコピーをとっているA君)

Y先生「お、A君、熱心に頑張ってるね……ん!?君がコピーしているその戸籍は一体どうするんだい?」

A君「あ、はい。さつきSさんに相続登記に必要な戸籍一式を使って戸籍の読み方を教えていただいたのですが、とても一度では覚えられそうにもなくて、まとめノートと戸籍のコピーを取っておいて、後からちゃんと勉強できるようにしておこうかと思ひまして」

Y先生「おいおいA君、事務所の資料をコピーする時は一言誰かに尋ねてくれないと。特に戸籍というものは究極の個人情報なんだよ。私たち司法書士は他人の個人情報をも簡単に、しかも職務上の権限として取扱える代わりに、その取扱いについて

は厳しく自重しないといけないんだ。もし君が反対の立場で、仕事を依頼した相手が自分の知らないところで赤の他人に君の戸籍を渡したとしたらどう思う?」

A君「……とても怖いことですよね。僕だったら相手にガンガン文句を言うと思います」

Y先生「そうだろう。君も遠からず一司法書士として職務を行つていくのだから、人の権利を守るという人権感覚を身につけていかないといけないよ」

A君「はい、僕が軽率でした……申し訳ございませんでした……」

Y先生「まあまあそんなに落ち込まなくてもわかつてもらえればいいんだよ。配属研修はそういうことを学んでもらうためのものであるんだから。ところで今日は月末だから事務所でお疲れ様会をすることになってるんだけど、A君もどうだい。A君が行きたい店にでも行くこ

とにするか」

A君「本当ですか！嬉しいです！」

・研修第三日目

A君「先生、昨日はごちそうさまでした！」

Y先生「それじゃあ今日は本人確認のために甲市にある○○○病院まで行かないといけないから、A君に運転してもらって一緒に立会ってもらおうかな」

A君「はい、任せてください！ところで、本人確認とはどんなことをするのですか？」

Y先生「うん、こんなことは受験勉強で教わらないからまさに実践だね。今回は乙野太郎さんという方が亡くなって、三人いる息子さんのうちの太郎さんと同居していた長男の一郎さんからの依頼で、太郎さんの名義になっている土地と建物を自分一人の名義にしたいということなんだ。一郎さんが言うには兄弟の間でも既に話がまとまって

いるらしいんだが、太郎さんの妻の花子さんは現在○○○病院に入院中だね。一郎さんは、花子さんの世話は自分と妻がしていて、今回の件についても花子さんは同意していると言ってるんだけどね」

A君「そうか。奥さんは法定相続分でいえば二分の一の持分があるんですから、一郎さんに全部相続させるといことは、いわばその権利を失うということとでもしよんね。その意思はきちんと確認しないとイケないですよ」

Y先生「お、昨日から随分成長したね。私たちにとつて『人・物・意思』の確認は基本中の基本だからね。とは言え、日々の業務の中でつい怠りそうになることがあるから、このことは頭に叩き込んでおかないとね」

——○○○病院にて——

一郎「あ、先生こちらです。すみません、わざわざ来ていた

だくこともなかったんですよ。私に母の分の書類も渡してもらったら先生の所に一緒にお持ちしたのに……かあちゃん、この前話しとつた先生が来んしゃつたばい！」

(談話室のテーブルでは車椅子に座つた九〇歳の老婆が虚空を見つめていた)

花子「……あ？」

一郎「ほら、かあちゃん、あの話つたい！とうちゃんの家と土地を俺の名義にするつちゅー話つたい!!覚えとろーもん！」

花子「……はて、そうじゃつたかの？なんでそんなことするんかい。わしや知らん」

Y先生「まあまあ一郎さん、ここは私がお母さんとお話ししますから。……こんにちは花子さん。私は司法書士のYと申します」

花子「はい、こんにちは」

Y先生「花子さん、お名前と生年月日を言ってもらえますか」

花子「はいはい。名は乙野花子。大正八年三月三日生まれじやけ……八九……いや、九〇やつたかいな。年じゃけ、よーわからんわ……ところであなた、どなたさんでしたかいの？」

Y先生「これは怪しいなあと感じつつ」「花子さん、先月お亡くなりになったご主人の太郎さんの土地と建物を一郎さんの名義にすることですが……」

花子「は？死んだ？……太郎死んだんかい!？」

Y先生「(絶句)」

A君「(絶句)」

一郎(あわてて)「かあちゃん何言つとん！ひと月前に葬式したやないか。かあちゃんも葬儀に出たるーもん！」

花子「……はて、そうじゃつたかの？わしや知らん!!」

——帰りの車中にて——

A君「先生、僕びっくりしました。あの一郎さん、自分で勝

手にお母さんの分の書類に署名するつもりだったんですかねえ」

Y先生「多分そうだろうね。」

私たちは依頼人から仕事を頼まれるとできるだけその期待に応えようとする。勿論それは大切なことだけど、闇雲に依頼人を信用するだけじゃいけない。ちゃんと話をきき、できないことはやはりできないと断ることもこの仕事を続けていくには大切なことなんだよ。自分の依頼人の希望を叶えるために、他の人の権利を侵害するということがあつてはならないからね」

A君「はい、肝に銘じます！」

#### ・研修第四日目

A君「あ、先生、おはようございます。今日は確か今から○女子高に行くとのことでしたよね。僕も一緒に行つていいのですか?」

Y先生「おはよう、A君。今日は、僕が参加している法教育

の講座を○○女子高で開催するからね。君にもその現場を見てもらつて少しでも興味を持つてもらえたらと思つてね」

○○女子高の講堂にて――

（講堂の舞台上で「契約」についての寸劇を熱演するY先生）

Y先生「アナタ、英語興味ありませんか?英会話教室△△は親切・丁寧ね。今契約したら〜なんと五割引きですよ〜」

A君「……あのいつも冷静沉着、真面目一路のY先生が、役になりきつて……」

――司法書士Y事務所にて――

A君「いやあ先生、いい勉強をさせていただきました。寸劇は結構女子高生にもウケていましたよ!その後の契約についての講義もすごくわかりやすかったです。でも、司法書士っていろんなことをするんですね。自分の事務所の仕事もあるのに大変だなあ」

Y先生「そうだね。確かに楽なことではないよ。他にも私たちは会として無料電話相談や、各地区での市区町村の機関と連携した無料相談などを行っているんだよ。でもこれは、私たちが市民の方々に法律家として期待されている証拠なんだ。この期待に応えなければ、私たちの法律家としての未来はないよ」

A君「そうですね。僕も今日の先生の講座を拝見して、いずれは自分も司法書士としてなにかできればいいなと思いましたが」

#### ・研修第五日目

――司法書士Y事務所の応接室にて――

相談者「先生、私たち夫婦は今生活保護で暮らしています。しかし、以前私が事業で失敗した借金が溜まって、もうこの先どうにもなりません。先ほどか

ら先生のお話をお聞きして破産をする決心はできましたが、今の私たちの生活では先生にまごまごとお金をお払いすることができません」

Y先生「心配しないでください。あなたのような方を救済するために法律扶助という国の制度があるのですよ。これはあなたが私に支払う報酬を国が立替えてくれるもので、あなたは一定の金額を分割して国に返せばいいんです。しかもその報酬額は一律に定められていて、通常の司法書士や弁護士がいただいている報酬よりはるかに低額なんです」

相談者「そうなんですか?ありがとうございます!!」

――事務所内にて――

A君「先生、法律扶助という制度があるなんて初めて知りました。それにしても司法書士試験に向けて勉強している頃は、『今、債務整理が儲かる!』な

んていう話をさんざん聞かされていたのですが先生の事務所はそうでもなさそうですね。あ、ごめんなさい！でも、年収ウン千万と豪語する先生の話とか、高額の給料で司法書士を募集する事務所の話とか結構受験生の間で話題になっていたんですけど……」

Y先生「僕はそのことに非常に憤りを感じるんだ。確かに私たちの報酬は自由化しているから、仕事に対してどれほどの報酬をもらうかはその司法書士の自由だ。自分の知識と能力を総動員して自信ある仕事をしているのならしかるべき報酬をいただいてもいい。しかし、さっきの相談者のように法律扶助制度を利用すべき人に対しても制度を利用しない、利用どころかその説明もせず、相談者に制度の知識を与えないまま事務所基準の報酬を取る、更には受任した事件を放置して相談者が訴訟を起こされるようなお粗末な仕事

をする……。それなのに広告やホームページで『弱者の味方』であることを殊更に喧伝したり、成功報酬の取りやすい過払金事件の相談のみを重点においたキヤッチフレーズを使ったりする輩もいるんだ……。これが本当に弱者の味方の姿なのかい？

「資格」制度なのか。職業選択の自由を制限してまで資格制度を採っているのは、一重に私たちの仕事が発達家として市民の権利を守らねばならないからに他ならない。そんな高い理念を持つべき立場にある者がその制度を利用して金儲けをしようなんてもつてのほかだよ。金儲けがしたいのなら他の事業でも何でもすればいい。しかし、資格制度の手段をもって金儲けを考えるのはやめて欲しい。そうでなければ私たち司法書士の……」

Y先生「これはまいったな。成長したねA君」

#### 四 おわりに

配属研修は、組織研修の一つとしての位置づけがなされてから、六年が経過したに過ぎない

が、経験を重ねた先輩が新人を實務指導するという形態は、司法書士制度の維持発展には欠かせないシステムであるといえよう。それは、実務や執務姿勢というものは、現場における積み重ねられた経験の中からしか掴みとることのできないものであるからに他ならない。そしてそれらのことについて身をもって教えることが可能なのは、やはり同じ道において先を行く先輩たちでしかない。

個々の指導員の方々にとっては、時間と労力をかけて新人を指導することは精神的・肉体的にも相当な負担であり、指導員自身には直接利益をもたらすものではない。しかし、その指導方法は様々であれ、司法書士制度によせる熱意が新人を通じて受け継がれ、ひいては制度の発展につながる、という思いで日々指導に取り組んでおられることに感謝を申し上げたい。

\* 最後に、配属研修を終えた新人が、そこで学んだ「司法書士としての心構えと執務の姿勢」を糧として独立・開業し、市民の法的ニーズに応える新たな戦力として、そして、司法書士制度の継続・発展の新たな担い手として活躍する日がくることを大いに期待しつつ、おわりの言葉としたい。

# 司法書士事務所の「経営承継」を考える

日司連監事  
大阪司法書士会

河合 保弘  
かわい やすひろ

はじめに

司法書士の特性の一つとして「全国津々浦々に遍在し、地域の司法サービスを担う身近な存在である」ということが言われてきた。

しかし昨今、登記所統廃合やオンライン申請の本格化、また新会社法をはじめとする相次ぐ法改正等々を原因としてか、長年にわたり司法過疎地域を支え

てきた高齢の司法書士が経営する事務所の廃業が目立つようになってきて、会員数の少ない司法書士会においては、大きな問題となりつつある。

また一方では、司法書士試験が難関となつていくことから、試験合格者の平均年齢の低下や属性の偏りが見られるようになり、その結果、都市部では開業しない勤務司法書士や、司法書士登録すらしらない「司法書士有資格者」と呼ばれる若手人材が

溢れており、著しく需給バランスを欠く状態となつている。

さらにその間隙を衝くように、都市部の大規模事務所においては、無資格者が実質的に経営し、司法書士資格者を雇用して業務に就かせるといふ、いわゆる「名板貸し」と呼ばれる問題も発生している。

本稿では、中小企業の承継問題の専門家としても幅広く活動している筆者が、総合的な見地からこれら諸問題を考察し、解

決策のヒントとなるような情報をいくつか提示してみたいと考えている。

「事業承継」と「経営承継」

昨今「事業承継」という用語をよく耳にするようになった。

わが国における「会社」の大多数を占める「中小企業」において後継者難が深刻化し、いかにして「事業」を「承継」するかが、大きな社会問題になり

つつあるということである。

従来から「事業承継」という用語自体は存在していたが、それは主として中小企業経営者が保有するいわゆる「自社株」に対する相続税問題や、経営者死亡後の個人資産に関する相続争いへの対処など、いわば「カネ」と「モノ」だけをその対象とした概念であった。

しかし、この問題はそのような個人レベルの対策ばかりで十分なものではなく、実は「いかにして企業経営そのものを次世代に正しく引き継ぐべきか」という、総合的な経営課題として語られなければならないのである。

そこで筆者は、著書・雑誌等の出版物や講演において、従来のような「カネ」「モノ」に偏った思考ではなく、もっと広い意味での「ヒト」や「経営理念」までをも含めた新しい概念を提案し、用語としても「企業承継」あるいは「経営承継」として、

既存の「事業承継」とは区別して語るようにしている。

中小企業にとって最も重要な要素は、取りも直さずその企業の「経営者」であり、その人の意識や能力がそのまま企業の「経営力」となる。

すなわち、中小企業の承継問題のメインテーマは、従来言われてきたような「資産の承継」ではなく、「経営者の交替」であり、また「経営の承継」なのである。

### 司法書士事務所と「経営承継」

さて、司法書士事務所と「承継問題」であるが、従来これは一般企業の承継問題とは全く別物と考えられており、その問題が語られること自体が非常に稀であった。

司法書士に限らず、国家資格者というものは、その人自身を持つ特別に優れた専門的能力が国家によって認められており、

そして一般人にはない特別な権限が付与されているという特性があるため、承継できる人材が資格保有者に限定されているという大きな特殊性がある。

その意味から、従来は開業司法書士の子や親族が司法書士試験に合格することによって事務所を引き継ぐという、いわば「家業」的な承継が主流であったが、試験が難関になるに伴って、その承継形態は崩れつつあり、他人への承継を検討せざるを得ない状況に至っている。

しかし、司法書士事務所は一般企業とは違い、必ずしも営利だけを目的として活動しているものではないことから、いわゆる企業におけるM&Aのように「カネ」で事務所の権利を売買するが如き承継形態をとることが司法書士倫理上で正しいのかという疑問を持つ意見も根強く語られてきた。

そういったことから、司法書士事務所の承継問題は企業にお

ける「事業承継」の概念には合わないと考えられ、その意味から「承継」ということ自体が一種「タブー視」されてきたという見方もできるのではないだろうか。

しかし、司法書士事務所も中小企業と同様、地域社会の一員として経済活動を行っているものであるし、さらにはある意味では中小企業以上に、その存在自体に社会的責任を負っているものであるから、今後は決して「承継問題」を避けて通ることはできない。

また一方、近年の司法書士業務の多様化、高度専門化の流れから考えても、より優秀な後継者を選択又は育成し、地域社会に対するより良いサービスを提供することも、司法書士事務所の社会的役割ではないかと考えられる。

その意味から、本稿では単なる「事業承継」というレベルではなく、「司法書士事務所の経営

承継」として、この問題を正面から捉えて考察してみたい。

## 承継の選択肢と司法書士事務所の特殊性

「企業承継」の考え方においては、中小企業の現経営者が引退し、次の世代に引き継がれるケースでは、おおまかに分けて次の五種類の選択肢があるときれており、あらゆる可能性を、できるだけ早い段階から検討しておくことが必要であると指摘している。

- ① 現経営者の親族の誰かが自社株を承継すると共に次の経営者となる（親族承継）
- ② 現経営者一族が株式を保有した状態で、一族以外の者が代表取締役就任する（所有と経営の分離）
- ③ 現経営者一族は株式を手放し、一族以外の者や他の会社が新たな会社所有者となる（M&A又はMBO）

④ 事業の継続を断念し、会社を解散する

⑤ 株式を市場に公開し、いわゆる上場企業となる

しかし、司法書士事務所はいわゆる「個人事業」であり、かつ経営者自らが資格保持者であることが義務付けられているため、これらの選択肢のうち⑤は当初から不可能であり、②は前記の「名板貸し」といった法律上の問題を生じさせることになるので、検討の対象から外さなければならぬ。

そして、①の選択をなすためには親族が超難関である司法書士試験に合格する必要がある、止む無く④の選択をすることになつてしまう事務所も少なくないようである。

しかし、司法書士の社会的存在意義を考えた場合、特に司法書士過疎地域において、後継者不在を原因として司法書士事務所が廃業に至つてしまうという

事態は避けなければならない。

## 承継問題解決のための提案

地方における後継者難と都市部における有資格者人員過剰という現象は、明らかに司法書士人材の需給アンバランスを原因としている。

日司連では、この問題への対策として、これまでも新人司法書士を司法過疎地域に送り出すための取り組みを行ってきたが、それはいわゆる「ゼロワン地域」での新規開業を支援するものであり、廃業する事務所の承継問題と強く関連付けて行われてきたのではないようである。

ここで発想を転換し、中小企業の承継問題の選択肢③を、司法書士事務所の承継問題にも当てはめてみてはどうだろうか。

すなわち、廃業希望者と開業希望者とを事前にマッチングし、企業における「M&A」のように、適正価格による事業譲渡を

推進するシステムを構築するのである。

もしそれが実現できれば、司法過疎対策と新人開業対策、そしてさらに、一部地域において問題となっている、いわゆる「名板貸し」という非司法書士行為の事前防止をも同時に行えるものとなるのではないだろうか。

ただ、こういったマッチングを行う際に障害となると思われることが、廃業事務所の営業権を金銭で売買する結果となるため、その適正な金額評価をどう決定するかという問題と、そもそも司法書士事務所に営業権を認めてこれを金銭で売買することに司法書士倫理上の問題が生じないかという二点であろう。

しかし、前者については、廃業予定事務所の資産価値や営業権価格の正確な調査・算定（デュー・デリジェンス）及び世間一般のM&A市場において通常に行われているデイスカウント・キャッシュフロー法（DCF

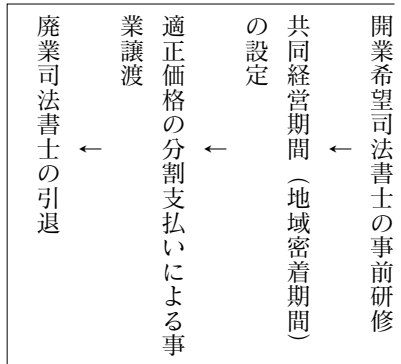
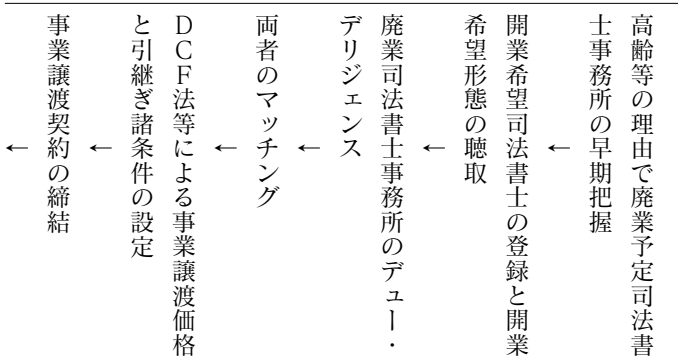
法)による譲渡価格の決定を第三者機関等に委ねることにより、後者については、例えば日司連が一定の倫理規定を作って仲介者として介入することによってクリアできるものであり、少なくともこういった障害の存在以上に、マッチングの必要性を重視するべきではないかと思われる。

「司法書士事務所」経営承継システム」の構築に向けて

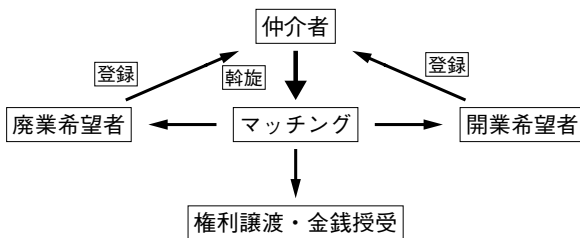
都市部に居る若手司法書士あるいは「司法書士有資格者」と、司法過疎地に存在し後継者を求めている司法書士事務所とをマッチングするためには、双方の意思が尊重されることは当然として、後継候補者にとっては事務所経営上の安全性や地域における人間関係の安定等が、廃業希望者にとっては事務所の信頼性の維持や引退後の生活保障等が大きな問題となることが想定される。

また、司法書士倫理上の問題が発生しないための事前対策も重要課題の一つである。その意味から、日司連や司法書士会等の仲介者主導による以下のようなシステムの構築を提案する。

システムの概要



★「司法書士事務所」経営承継システム」概略図



仲介者の役割

- ・ 情報収集と登録システムの構築
- ・ デュー・デリジェンスへの援助
- ・ 新規開業者の研修と支援
- ・ 事業譲渡契約への助言と関与
- ・ 事務所承継補助金の支給(過疎地開業の場合等に限定)
- ・ 司法書士登録費用助成(未登録者の場合)

※ DCF法(Discounted Cash Flow method)について

その事業が将来獲得するであろうと見込まれるキャッシュフロー(以下、CFと略す)を、時間価値概念を導入し、割引率で現在価値へ還元して算出する方法で、企業のM&Aの際の営業権評価や不動産鑑定等において日常的に使用されている評価手法である。

もし司法書士にこれを当てはめようとする場合、リスク係数

の考え方も取り入れた左記のような計算式が想定される。

ただし、デュー・デリジェンスの際に廃業側事務所が偽りのない正確な情報を余すところなく公開し、全てを評価機関の価値算定に委ねるといふ協力的姿勢を示すことが大前提である。

また、譲渡契約の際に、各種のリスクを想定した上での補償

条項や解約条項を定めておくことも必要であろう。

### 司法書士法人制度の活用と問題点

前記のマッチングシステムを利用するケースも含めて、今後は司法書士法人制度のさらなる活用に期待が寄せられる。司法書士は属人的資格制度で

あることから、有資格者の急な死亡や病氣、あるいは何等かの事情によって執務不能状態に陥ることが、直ちに当該事務所の業務停止や廃業に繋がることとなる。

これは司法書士が生きている人間である限り、決して避けることができないリスクであるから、一定の社会的責任を担う司法書士事務所としては、ある意味非常に不安定な経営状況にあるとも言えよう。

そういったことが、前記の「名板貸し」の存在にも繋がってきたとも言える。

司法書士法人制度を活用することによって、複数の司法書士が一つの法人を構成することとなり、一名の個人が抱える潜在リスクへの緊急対応が可能となるので、筆者は制度導入後、その活用動向に注目してきた。

しかし、現時点においては、「リスク・マネジメント」的な活用を目指すよりも、むしろ「ス

ケール・メリット」を狙った事務所の大規模化や支店設置による業務の広域化の方に着目しているような司法書士法人が少なからず見受けられる。

もちろん、制度として自由に活用されることは歓迎するべきではあるが、今後は司法書士法人制度を活用した事務所承継対策や司法過疎対策を、もっと真剣に検討する必要があるのではないだろうか。

前記のマッチングシステムにおいても、例えば「共同経営期間」について、新旧の経営者が共同で司法書士法人を設立するというのも一つの良い方法であろう。

ただ、現行法上での司法書士法人は、全構成員が法人の経営において相互に連帯して無限責任を負うという、会社で言えば「合名会社」方式となっているため、社員間の信頼関係が相対に強固でなければなかなか法人化に踏み切れないという問題点

A = 承継前後の各3年間に当該事務所が獲得、あるいは獲得が予想される営業CF（営業行為に基づく金銭及び金銭

同等物の増加額で、支払利息や投資等は含めない）

割引率 = 承継に必要な費用の全額を借入れた場合の支払利息相当額等を基準に算定

リスク係数 = 経営者交替による信用力低下、その他の業務環境の変化による収益性低下を予測して係数化して算定

B = 当該事務所が所有しており、承継者に承継される資産の時価評価額

C = 当該事務所が潜在的に負担しており、後継者に引き継がれる簿外債務（リース料残債や従業員退職金予定額等）

$A \times \text{割引率} \times \text{リスク係数} = \text{営業権評価額}$

$B - C = \text{承継資産評価額}$

$\text{営業権評価額} + \text{承継資産評価額} = \text{適正売買価格}$

がある。

もちろん、依頼者の権利擁護の観点から考えれば「無限責任」という制度自体は容認すべき部分なのかも知れないが、司法書士法人制度普及のためには、今後「非担当社員の責任軽減」や「一人司法書士法人の期間限定的容認」等の緩和措置を立法的に検討する必要があるのかも知れない。

いずれにしても、司法書士法人制度の今後の動向に注目したい。

### 司法書士派遣問題と後継者対策・司法過疎対策

さて、一連の規制改革の流れの中で、司法書士に関しても「労働者派遣」を認めてはどうかという議論がある。

もちろん、司法書士は本来「職業」を前提とした国家資格であり、本来「労働者」としての就労形態を想定していないので、法制度的に労働者派遣を認める

という考え方には疑問がある。

ましてや、もしいわゆる派遣会社のような民間事業者が派遣元となつて司法書士派遣事業を行うということになると、非司法書士による司法書士支配という形態となり、前記の「名板貸し」に似た違法行為に繋がる危険性が大きい。

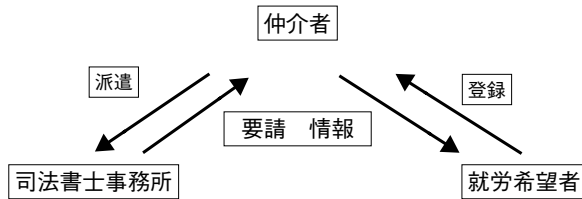
しかし、もしこれを「労働者派遣」という枠組みではなく、

例えば日司連や司法書士会等の公的団体が仲介者として主導権を持つて、前記の「司法書士事務所」経営統制システム内に取り込むことや、あるいは司法書士過疎対策として活用するのであれば、労働者派遣とは一線を画した新たな「司法書士派遣」として、社会的意義のある正しい派遣形態の実現を図ることができのではないだろうか。

また、この方式を活用すれば、都市部で未登録状態にある司法書士試験合格者の登録促進にも繋がると思われ、諸問題を一気に

に解決する方法になり得る可能性もある。

★「司法書士派遣システム」概略図



※派遣システム利用司法書士事務所は、以下のケースに限定する。

#### ①承継候補者派遣

後継者としての人材を求めている事務所、試用期間的に派遣を活用するケース（派遣期間

を半年等に限定し、期間経過後は「経営承継システム」に移行）

#### ②レスキュー派遣

司法書士に急病等の緊急事態が発生し、応急的な本職の人員が必要となつている事務所（緊急事態継続中のみ）の短期派遣が原則で、ケースによっては「経営承継システム」に移行）

#### ③業務処理派遣

臨時の登記申請大量処理や多数の訴訟係属等で業務多忙となり、短期的に本職の人員が必要となつた事務所（但し、派遣司法書士の身分安定のため、最短期間を三ヶ月程度以上とする）

#### ④その他

仲介者の公的団体が特に必要と認めたケース（名板貸し解消目的、司法過疎地等の公設事務所への派遣、有料法律相談員としての派遣等々）

## 事業譲渡による司法書士事務所承継事例

ここで、筆者が実際に関与若しくは見聞した親族以外への司法書士事務所承継の事例を紹介する。

個人情報に関わる内容である関係から、複数の事例を組み合わせて一つの「模擬事例」として再構築しているので、あくまでも「フィクション」として了解の上で、承継対策の参考にさせていただきたい。

●小規模会であるX県司法書士会に籍を置き、四〇年以上にわたって事務所を運営しているA司法書士(七〇歳)は、子息(四五歳)の司法書士試験合格を願って頑張ってきたが、最近では体調不良で執務に支障をきたす日が出てきて、そろそろ本格的に事務所の承継問題を考えなければならぬと思いはじめていた。

一方、B司法書士(三一歳)

は、サラリーマン生活を経て都会で司法書士試験に合格、以後一年間ばかり司法書士事務所勤務を経験し、今般故郷に戻って開業することを考えていた。

先輩司法書士の紹介で知り合った兩名は、将来の事務所承継を前提として、共同経営を開始することにした。

### ●事務所の状況

・資産  
事務所の土地と建物(A名義、時価約一〇〇〇万円)  
事務所内の機器や書籍等(時価約二〇〇万円)

・負債  
A名義の銀行借入約一〇〇〇万円(不動産担保・Aの個人保証付)

事務機器リース残債七〇万円  
(簿外負債)  
・主な業務  
一般顧客からの相続中心の不動産登記及び地元中小企業からの商業登記

年間売上約一八〇〇万円、営業CF約四〇〇万円  
・従業員  
補助者C(五五歳女性・年収三五〇万円)  
補助者D(三八歳女性・年収二五〇万円)  
Aの子息(三五歳・年収二五〇万円)

### ●売買価格の算定

不動産及び銀行借入名義はA司法書士のままとし、承継後はB司法書士が事務所物件を賃借する形態を採用することとした。

従来はA司法書士の自己物件であり、家賃支出が発生していた。なかつたため、CF予測計算は家賃を年間一〇〇万円算入することとし、BからAへは譲渡代金と共に家賃を支払う形式とした。

・平均予測CF計算  
営業CFの推移  
今年度 四〇〇万円

前年度 四二〇万円  
前々年度 四五〇万円  
次期以降予想営業CF(新業務追加による今後の売上増を想定)  
来年度 三八〇万円  
二期後 四二〇万円  
三期後 四五〇万円  
六年平均CF四二〇万円

・(平均CF420万円-家賃相当分100万円)×3(年分)＝960万円  
※平均CFが高額ではないため、割引率は不適用とする

・リスク係数(新旧経営者のキヤリア差による減額率)0.75  
・売買価格計算式  
960×0.75+200(引継資産)-70(引継負債)＝850万円

・支払方法の例  
営業譲渡一時金一〇〇万円

毎月分割支払額15万円×50ヵ月＝750万円  
別途に家賃月額八万円

●A司法書士の願い

長年この地域で開業してきて、多くの固定顧客が居るので、その方々への感謝を忘れず、繋がりを大切にして欲しい。

また、司法書士試験を断念した子息をそのまま事務所職員として残すので、彼の今後についても親身になって考えてやって欲しい。

自分は引退後も引き続き、この事務所の発展のため、B司法書士を全面的に支援するので、できれば次の次の世代に引き継ぐまで頑張っていたきたい。

●B司法書士の願い

A司法書士が築き上げてきた社会的信頼を損なわないように努力するのは当然であるが、自分が都会で得てきた新しい知識を活用して、簡裁訴訟代理・ク

レサラ・成年後見・企業法務・ADR等々の、登記以外の執務にも今後は注力し、地域に根ざした新しい法律家像を作り上げたい。

またA司法書士及びその家族の方々には最大限の敬意を表し、今後も親族同様のお付き合いをお願いしたいと考えている。

おわりに

司法書士は国家資格者なので、常に倫理に配慮し、誰にも恥じることのない行動を取るようしなければならぬのは当然である。

そのことから、司法書士事務所の承継にあたっては、外部からの無用な誤解がないよう、秘密裡に行うことばかりを考えるのではなく、逆に可能な限り情報を公開し、公明正大に進めることが必要になる場合も考えられる。

その意味からも、公正中立の

立場にある仲介者が存在することには大きな意義があるのでないだろうか。

おそらく、ここに提案したシステムが実現されるまでには、いろいろの問題点が指摘され、難航することも予想されるが、ここは全ての司法書士会員が知恵を絞って、この提案ばかりにこだわらず、さらにより良いものを作り上げることに期待するばかりである。

司法書士事務所の承継問題、司法過疎問題、そして非司法書士による「名板貸し」問題が、それぞれ正しい形でクリアされて行くことを心より強く願っている。

また、こういった「司法書士事務所の経営承継」が一般化するることによって、新たに合格してくる人材が活躍する機会が増加し、ひいては司法書士全体のレベルアップにも繋がるのではないかと考えるものである。

〈参考〉主要著書

「会社の継ぎかたつぶしかた」(日経BP社)  
「だれも言わなかった新会社法5つの罫と活用法」(出版文化社)

「銀行員のための新会社法」(銀行研修社)  
「誰でもわかる新会社法の超人門」(C&R研究所)

「種類株式プラスα“徹底活用法”」(ダイヤモンド社)  
「企業承継の考え方と実務」(ダイヤモンド社) 共著

「WILEYプロジェクト・間違いだらけの遺言を超える!!」(出版文化社)  
「戦略的定款作成の考え方と実務」(民事法研究会)六月刊行予定

その他「会社法務A2Z」(第一法規)「月刊ターナーアワードマネージャー」(銀行研修社)等、雑誌掲載多数

# 全青司司法書士開業フォーラム 参加者アンケート結果から

全国青年司法書士協議会  
司法書士開業フォーラム担当

藤 哲也

全国青年司法書士協議会（以下、「全青司」という）では、司法書士筆記試験合格者（以下、「合格者」という）を対象に、「司法過疎対策独立開業フォーラム」君の力を発揮すべきところ」（以下、「過疎対策フォーラム」という）を、平成一六年から平成一八年まで、日本司法書士会連合会（以下、「日司連」

という）の後援を得て、開催した。

法過疎地での開業を検討してもらいたいとの思いから、全青司プロボノ活動委員会が企画担当し、平成一八年は、第一部 司法過疎の現状報告、第二部 司法過疎地で開業報告、第三部 講演「司法書士として生きる」の三部構成で、仙台・東京・大阪・福岡の四会場で実施した。

過疎対策フォーラムのアンケート結果や参加者の感想等を参考にして、全青司司法・司法書士制度等研究対策委員会（以下、「制度委員会」という）で、平成一九年のフォーラムの開催方法等について協議を行った。

その結果、平成一九年は、フォーラムの参加者を合格者だけに限定せずに、司法書士受験生

近い将来司法書士となる合格者に、司法書士登録前に司法過疎に対する問題意識を持ってもらい、一人でも多くの合格者が司

法過疎地の現状報告、第二部 司法過疎地で開業報告、第三部 講演「司法書士として生きる」の三部構成で、仙台・東京・大阪・福岡の四会場で実施した。

その結果、平成一九年は、フォーラムの参加者を合格者だけに限定せずに、司法書士受験生

(以下、「受験生」という)や司法書士有資格者(以下、有資格者という)も対象として、司法書士としての業務・職責を認識

する場を提供するとともに、一人でも多くの合格者及び有資格者が、司法書士登録をして、独立開業を検討してもらいたいという思いから、日司連の後援を得て、「司法書士開業フォーラム

〜司法書士を目指す貴方に伝えたいこと〜(以下、「開業フォーラム」という)を、第一部 現場の司法書士 実務を語る、第二部 各地の現状報告、第三部 講演「司法書士として生きる」の三部構成で、仙台・東京・大阪・福岡の四会場で開催した。

\* 今回は、全青司が開催した二つのフォーラムで実施した参加者へのアンケート結果等をもとに、受験生や合格者が何を考え

ているのか、フォーラムに参加した参加者の司法書士に対するイメージがどのように変わったか、を報告したい。

なお、文書中の「」部分は、過疎対策フォーラム及び開業フォーラムの参加者アンケートから引用したものである。

一、二二一人中二二名、登録予定なし

平成一八年に開催した過疎対策フォーラムの参加者に、何年以内に司法書士登録を行う予定か、フォーラム開始前にアンケートで尋ねたところ、参加者二二一名中二二名が登録予定なしと回答した。

前述のとおり、過疎対策フォーラムは合格者を対象に開催しており、このアンケートに答えたのは、平成一八年に司法書士筆記試験に合格して、口述試験を終えたばかりの人たちである。

過疎対策フォーラムの参加者は、司法書士登録を前提に、司法過疎地での開業も視野に入れた人たちであり、合格者の中でも司法書士の業務に対して熱い思いをもっている人たちがばかりだと考えていただけに、参加者の一割が登録予定なし、というアンケート結果には驚かされた。

開業フォーラムの場合も、参加者三六三名中二三名が登録予定なしと回答していることから、司法書士試験に合格しても司法書士登録を考えていない合格者が少なからずいることが確認できた。

また、司法書士登録をする回答した参加者に対して、登録後何年以内に独立開業する予定か、と尋ねたところ、過疎対策フォーラムの場合は五五名、開業フォーラムでは六三名が独立

開業予定なしと回答したことから、独立開業を考えていない合格者も少なくないことが確認できた。

\* しかし、過疎対策フォーラム後のアンケートでは、「開業を全く考えていなかったが、地元での開業を視野に入れた」と思

ったが、やっぱり開業して社会に貢献したいと思うようになった」といった内容の感想があったことや、開業フォーラム後のアンケートでも、「都内の事務所に入るのが当たり前と思っていたが、地方に行くのも良い経験かな、と思った」「企業への就職を考えていたが、このフォーラムを聞いて、司法書士としてやってみようかと決めた」「開業意思も薄かったが、フォーラム後は全く気持ちが変わった」といった内容の感想がいくつもあったことから、司法書士の業務等に関する情報提供があれば、司法

書士登録や独立開業を検討する合格者が少なからずいることも確認できた。

## 二. 司法書士の仕事が変わった

過疎対策フォーラムでは、司法過疎の現状を理解してもらうために、司法過疎の説明と現状報告、司法過疎地での開業報告等に時間を割き、司法書士の業務や職責、司法書士がどのような活動をしているかについては、詳しい説明を行わなかった。

それにもかかわらず、過疎対策フォーラム後のアンケートには、「司法書士の職域が非常に広いことがわかり意欲が湧いた」「司法書士となった後、司法書士として求められていることは何なのか再確認していきたいと思う内容だった」「職責の重さを改めて実感し、不安もやりがいも半々と感じた」など、参加者

が司法書士の業務や職責をあらためて確認したと思われる感想が、いくつも書かれてあった。

また、過疎対策フォーラム終了後に懇親会を開催したが、その懇親会でも「司法書士の業務の重要性を知ることができた」といった感想を、多くの参加者から聞くことができた。

これらのことから、受験生の中には、司法書士の業務や職責を詳しく知らないまま司法書士試験を受けている人が多いのではないかと考えたため、平成一九年は、前述のように対象者や内容を変更して開業フォーラムを開催した。

開業フォーラム後のアンケートで、「実務についての知識が皆無に等しかったので非常に有益な情報を得ることができた」「司法書士になると、いろいろな事ができることを実感した」「多岐にわたる業務を知るきつ

かけが持てて良かった」「司法書士の業務が今まであまりわからず、合格後どのように活動すればいいのかわからなかったが、参加したことにより自分のやりたい活動をイメージすることができた」「司法書士の資格は特定の仕事ができるという権利という面ばかりに目が行っていたが、背負っている義務の重さと

そのやりがいを感じた」等の内容の感想がいくつもあったことから、受験生や合格者が開業フォーラムに参加したことで、司法書士の業務や職責に関する具体的なイメージをつかむきっかけとなったのではないかと考える。

しかし、このことは私たち司法書士にとって非常に残念なことであり、反省を要することではないか。受験生は、司法書士になりました

かと思つて勉強しているのであ

り、司法書士の業務や職責をよく知っているはずと思つていたが、実際はそうではなかったことがこのアンケート結果から判明した。

受験生できえ司法書士の業務や職責をよく知らない現状は、私たち司法書士の一般に対するPR活動がまだまだ足りないことを物語っていると思う。

開業フォーラムのアンケートに、「一口に司法書士の仕事といっても、いろんな分野、世界があるのだと感じた。でも、一般には司法試験と司法書士の違いも分からない人もいる。もっともつと司法書士の存在を『わかりやすく』PRした方がいいと思う」という意見があつたこともお知らせする。

## 三. 司法書士試験に必ず合格します

過疎対策フォーラム後のアン

ケートに、「参加対象が合格者と知らずに参加したが、来年の試験に向けてモチベーションが上がった」という感想があった。

司法書士を目指して勉強したにもかかわらず、司法書士試験に合格できないため、いろいろな事情から司法書士になることをあきらめ、別の仕事に就く人を何人も見てきたので、この感想を読んだときは過疎対策フォーラムに関わって本当に良かったと思った。

開業フォーラム後のアンケートでも、「現在は受験生ですが、今日の話は合格を勝ち取るために十分なエネルギーとなりました」「受験生ですが、合格するまで、強い気持ちでがんばっていきます。司法書士のイメージが変わりました」「勉強ばかり毎日していると日々の苦痛やつまらない情報に振り回されがちになることがよくあるが、今日

のような機会が初心に戻れたような気がした。とにかく、早く合格すること。あと、その後もずつといろんな物事から学び続けることを忘れないように肝に銘じよう、と強く思った」といった内容の感想があったことから、受験生にとって、開業フォーラムに参加したことは、司法書士になりたいという気持ちをも再確認し、来年は必ず合格するぞという強い気持ちを持つ機会になったのではないかと考える。

\*

合格者のアンケート回答にも、「この先どのように進んでいけばよいか悩んでいるところだったので、参考になった」「自分の司法書士としての存在意義が今ひとつはつきりしない面があったが、法律家を志した当初の気持ちに戻ってきた」「筆記試験に合格し、受験中も迷いがあ

つては消して過ごしてきたが、少し霧が晴れて目指すものが見えてきた」「不安も大きいですが、

開業に向けて、着実に準備をすすめていく気持ちになることができた」「試験に合格しただけで、人の役に立てる司法書士になれるのか、とても不安を感じていたが、話を聞いて、とても励まされ、勇気付けられた」といった感想があったことから、合格者の中にも、司法書士試験に合格することが目的となっていて、合格後の進路や方向性を考える余裕がない人たちが少なからずいることが確認できた。そして、アンケート回答から、開業フォーラムが、これらの人に対して、司法書士業務や開業について前向きに考える有益な情報等を提供できたのではないかと考える。

なお、昨年の過疎対策フォーラムに参加した受験生が、同じ

会場に今年も合格者として参加したという報告があった事をお伝えする。

#### 四. 受験生への情報提供の必要性

事前アンケートで、司法書士試験を受けようと思ったきっかけを聞いたところ、「資格がほしかった」「法律関係の仕事がしたかった」「独立開業できる資格だから」といった回答が、「地域密着型法律家への憧れ」「何かの形で社会貢献がしたかった」「多重債務案件を解決できる立場に立つため」といった司法書士の業務や職責を理解したものとされる回答よりも多かった。「なんとなく」という回答もいくつかあった。

しかし、フォーラム後のアンケートの、どのような司法書士になりたいか、という問いには、「市民のための「街の法律家」

として頑張りたい」「法律屋ではなく法律家として、市民と一緒に歩んでいける司法書士を目指す」「今日の話を聞き、人に役立つ法律家になりたいと強く感じた」といった内容の回答の方が多かったことは、司法書士の職責を参加者に伝える、という開業フォーラムの目的を達成できたのではないかと考える。

\*  
全青司制度委員会では、この開業フォーラムとは別に、「全青司司法書士開業フォーラム

現場の司法書士と大いに語り合おう」(函館)を七月一日の筆記試験終了後に開催した。

函館のフォーラム参加者からは、「このようなフォーラムがあることはとてもありがたい、またぜひ開催していただけたら嬉しい」という感想があったことが報告された。

また、函館には司法書士受験

予備校がないため、受験生間のネットワークもなく、一人ひとりが独自に勉強をして情報収集している現状も把握できた。

中国ブロック青年司法書士協議会からは、司法書士開業フォーラムを広島県司法書士会館で口述試験終了後に開催したところ、参加者から、「開業なんて考えていなかったが、すぐにでも開業しないといけないと思いはじめました」という声があったという報告もあった。

\*  
開業フォーラムのアンケート結果やこれらの報告から、受験生や合格者は司法書士に関する情報を求めているが、実際には思うように情報収集ができないことが受験生が全国各地にいることが想像できる。

また、フォーラム後の懇親会参加者から、司法書士と話をしたのは今回が初めてで、いろいろ

ろな業務をしている司法書士と話すことは大変有益だった、という話をいくつも聞いたことから、司法書士と話をする機会がない受験生が多いことも事実であろう。

\*  
これまで書いてきたとおり、司法書士の業務や職責をあまり知らなかった受験生や合格者が、過疎対策フォーラムや開業フォーラムに参加して、実務で活躍する司法書士の話を聞いたたり、司法書士に直接質問して疑問を解消することにより、司法書士の業務や職責を理解して司法書士登録や開業を検討する人が多

いことが、参加者のアンケート等から明らかになった。

私たちは、司法書士の業務や職責を、受験生や合格者にもっと伝える必要があるということと自覚するとともに、受験生や合格者が司法書士と直接話をする

機会をもっと増やす必要があるのではないだろうか。

受験生が司法書士の業務や職責を理解した上で司法書士試験に合格した時には、今よりも多くの合格者が司法書士登録をするのではないかと考える。

\*  
全青司は、一人でも多くの受験生に司法書士の業務と職責を知ってもらおうべく、平成二〇年度は各ブロックでの開業フォーラム開催を検討している。

司法書士試験合格者全員が司法書士登録をし、独立開業を検討することを切に望む。

# 「勤務」と「独立」の経験を通して

広島司法書士会

安藤 由紀  
あんどう ゆき

開業間もない上、司法書士としてもまだ経験の少ない私に、まさか「月報司法書士」の原稿の依頼が来るとは思わず、「勤務」か「独立」か、というテーマに合った内容が書けるかどうか、いささか不安もあるが、「最近独立した」会員からの目線で、という依頼なので、自分の体験を思い出しながら書いていこうと思う。この原稿の依頼書に「で

ある」調で書くようにとの指示が出ていたので、偉そうな文章にならないかも不安の種である。

## 一、まずは自己紹介から

私は、平成一七年度司法書士試験に合格し、大阪法務局まで地下鉄で二駅という事務所まで、平成一八年二月から平成一九年三月まで司法書士業務を勉強さ

せてもらっていた。その後、住み慣れた関西を離れ、平成一九年六月に広島県の三原市で開業。自宅の三畳ほどの部屋にパソコン、書庫、複合機などを置き、リビングを平日の昼間の来客スペースとして、司法書士事務所の看板を上げている。

## 二、勤務時代

約一年間勤めていた大阪の事務所は、所長の司法書士と補助者一名と私の三名という事務所。新人研修の際に研修部の方のご紹介で面接に行き、そこでお会いした所長の魅力に惹かれ、自宅の京都から通うには少し遠いようにも感じたが、すぐにここでお世話になることを決めた。合格するまで司法書士事務所で事務経験もなく、何をする

のも初めてのことがばかり。最初は補助者としてしばらく勉強させてもらつつもりだったが、「司法書士」として仕事がしたいという思いが強くなり、勤めて四カ月目に登録に踏み切った。

勤め先で登録するかしないかは、その人自身の気の持ちようということも言えるが、私の場合、登録することで仕事に対する心構えも変わったように思えたし、何より司法書士会の研修等に参加できるようになったので、そういった場所での様々な交流を持てるようになったことが何よりの収穫だった。新人研修の頃から興味があったADRのトレーニング等も受講でき、これについては独立後の業務に役立つと感じている。

就職前から、翌年には一身上の都合で広島に転居することを事務所にも伝えていたので、当初からの予定通りに事務所を退

職した。一年二カ月という月日はあつという間に過ぎていた。

### 三. いざ独立開業

「いずれは独立する」。そのことは受験時代から考えていた。ただ、実際に司法書士としての仕事をするまでは、かなり漠然とした理想でしかなかったような気がする。どのくらい司法書士事務所で勉強して、どのタイミングで独立するのか。合格同期の司法書士や、先輩司法書士の話を聞いてみても、人それぞれ。その土地の地域性や、所属した事務所にもよるように思う。

現時点で、私の合格同期の大半は独立しているが、勤めている司法書士も少なくはない。

私の場合、広島への転居が大きなきっかけであった。広島といても広島市内ではないため、合格してすぐに開業する人がほ

とんどだと聞いていた。転居後もしばらくはどこかで勤めることも考えたが、たくさんの先輩司法書士に助言をいただき、転居後は独立する、という結論を出した。法改正や職務範囲の拡大に伴い、どんな業務も調べながらやつていかなければならぬことは新人もベテランも同じで、独立すれば周囲が助けてくれるし、お互い助け合いながらやつていくものだというアドバイスがあつたからである。実際に独立してから多くの方に支えられて、なんとかここまで来ている、ということだ。

### 四. 開業準備

転居後に開業することは、大阪の事務所を退職する前から決めていたので、何ともあれ司法書士会の移転の手続きから始め、電話やインターネットのプ

ロバイダ契約、複合機のリース、備品の手配など、転居後すぐに開業準備にとりかかった。看板や封筒、事務所名はどうするか、自分で統一カラーなどを決めたりするのは楽しいものだった。ただ、ちょっとした書類の様式も一から自分で作成しないといけないので、大変な部分もあつた。

三月末に大阪の事務所を退職してから、京都からの引越しなどもあつたので少し時間がかかったが、六月にはなんと看板を上げることができた。

### 五. 独立後

最初はなかなか仕事も入つてこなかったが、あちこちに顔を出しているうちに、徐々に仕事も入ってくるようになってきた。勤務時代と違って、自分が動かないと仕事も入つてこない。人

と接することが比較的好きな性格なので、この点の苦労はあまりなかった。

業務については、先ほども多くの方に支えられて」と書いていたが、調べてもわからないことがあったり、困ったことがあったりすると、頼れる同業者に電話やメールで助けていただいている。この「支え」があればこそ、少ない経験で独立してもやっていけるのだと思う。いつもご迷惑をお掛けしている方々に、この場をお借りしてお礼を述べたい。

## 六. 「勤務」か「独立」か

「勤務」のメリット・デメリット、「独立」のメリット・デメリットは何か、と問われると、それぞれの状況にもよるので、一概には言及できない。各個人が、それぞれの状況に応じて、

どちらを選ぶのか、になるだろう。

私自身について、「勤務」時代と「独立」後と、どこが違うかと言われれば、扱う業務について多少違いはあるとはいえず、やっていることはほとんど同じだ。しかし、勤務時代と同じことをしても、業務に対する心構えが大きく違うのではないかと思う。

一番違いが大きいと感じるところは、依頼者と直接話すこと。勤務時代にも依頼者と話すことはたまにあつたが、そのときは銀行ひとつ行くにも、言い方は悪いが、「オツカイ」気分が最後まで抜けていなかったということが、独立して自分の名前で仕事をするようになって、身にしみてわかってきた。依頼者は「私」に対して依頼をしてきており、いかに的確かつ迅速に業務をこなすかによって、「私」

に対する依頼者の評価が決まるということに常に意識するようになった。本来であれば、勤務時代でもそういうことを意識すべきであつた。言い訳になるが、勤務時代は、所長の名前で書類を作成するので、最後は所長が必ずチェックをする。そこには、私には最終の責任はない、というような錯覚があつたのかもしれない。今更ながら、反省すべき点である。

るものではないし、説明しても伝わらないだろう。「独立」するにあたって不安に思っていることがあるのであれば、是非、周囲の頼れる先輩に相談して欲しい。たくさんの方の経験や意見を聞くことで、自分自身の方向性を見出せるのではないかと思う。

## 七. これから独立を考えている方へ

最近独立した私から、これから独立を考えている方に何かアドバイスできるとすれば、独立しないと経験できないことが、「司法書士」の業務にはあるのではないかということだ。それが何であるのかは、それぞれが感じるところであり、私から何がどう違うと事細かに説明でき

## アエル(株)民事再生申立への対応(速報版)

日司連理事 小澤 吉徳

平成二〇年三月二四日、東京都中央区に本店を置く、消費者金融会社のアエル株式会社(東京地方裁判所に民事再生手続開始(事件番号平成二〇年(再)第七七号)の申立を行い、平成二〇年三月二七日午後一時に開始決定がなされた。

再生債権の届出期間は平成二〇年六月三〇日まで、認否書の提出期限が平成二〇年八月八日、再生計画案の提出期限は平成二〇年九月二四日と決定されている。

平成二〇年三月二七日に行われた債権者説明会において、同社は、現在の顧客数は二二万件強であり、貸付残高は八九〇億

円と説明しているが、この数字は、業界一六位であったクレディアの顧客数二〇万件よりも大きな数字となっている。

一方、同社も、クレディアと同様、全顧客に対する自発的な制限利息への引き直し計算については事実上不可能(全取引を引き直し計算するには一年以上かかるとしている)との回答をしており、完済した過去の顧客の取扱いについても、クレディアと同様、自発的に引き直し計算はしないとしている。すなわち、同社の過払い債権者として保護されるのは、①現時点において、和解・判決で金額が確定しているもの、②現時点で代理

人が就いているもの、③今後、取引履歴請求があったものに限定されることとなり、そうであれば、クレディア同様、過払い債権者の数%しか権利行使が不能となるのが十分に予想される。仮にそうであれば、極めて不適正な民事再生手続を許容することになるものと考えられる。

また、同社も、クレディア同様、貸付債権を証券化することによって、資金調達をしていることから、その債権についての過払い金の帰趨が問題となるが、これについては、前記説明会において、自社(アエル)に帰するとの回答がなされている。

日司連は、クレディアの民事再生申立に対し、当初より完済顧客を含めた全ての顧客に関して、平等に、制限利息による引き直し計算をするべきであると主張してきた。しかしながら、これに対し、クレディアは一貫して、これを退けている。なお、当初、平成二〇年二月二二日であった再生計画案提出期限は平成二〇年五月二一日までに延期されていることから、現在も予定を許さない状況にある。

このような状況に鑑み、今般のアエルの民事再生手続に関しても、適切な手続が遂行されるよう、引き続き、東京地裁等への申し入れを行うとともに、同社の顧客の過払い債権者の権利行使の機会を確保するべく、各司法書士会への相談体制強化のお願いをしたところである。

平成20年03月26日

## アエル株式会社の民事再生申立を受けての緊急会長声明

日本司法書士会連合会  
会長 佐藤 純通

平成20年3月24日、東京都中央区に本店を置く消費者金融会社のアエル株式会社が東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立を行い受理された。

同社は平成15年9月に更生手続開始の申立（会社更生法）をし、昨年8月に更生手続きが終結したばかりである。負債総額は約231億円とのことであるが、貸出残高は1000億円程度であるとみられているところから、その影響は極めて大きいものと言える。

一方、平成19年9月、東証一部上場の消費者金融業者株式会社クレディアが民事再生手続開始決定の申立をしているが、再生計画案提出期限は平成20年5月21日まで延期されており、その動向については現在も予断を許さない状況にある。

このように、クレディアの民事再生申立の方向性が定まらないまま、アエル株式会社が同様の手続を選択したことにつき、当連合会としては、同社の今後の手続の推移に関しても注視していく必要性を強く感じているところである。

そこで、多重債務被害救済に長く取り組んできた司法書士会としては、今般のアエル株式会社倒産の事実を重く捉え、現在同社と取引を継続している消費者がさらなる多重債務被害に陥ることのないよう、全国の司法書士会をあげて取り組むこと、さらには、今後起こりうる消費者金融会社の破綻に対しても迅速かつ適切な対応を取ることを宣言するとともに、改めて、次のとおり、同社の民事再生手続が適切に行われることを強く求めるものである。

## 記

1. 再生債務者アエル株式会社は、消費貸借取引を現に行っている顧客に対し自発的に利息制限法引直額を告知し、民事再生手続に参加する機会を確保すること。
2. 再生債務者アエル株式会社は、再生手続開始決定前10年以内に取り引を終了した消費貸借取引の顧客に対しても過払額を告知し、民事再生手続に参加する機会を確保すること。
3. 再生債務者アエル株式会社は、少額の再生債権につき弁済許可の申立をする等、消費者の過払債権が早期に支払われるよう適切な措置を講ずること。

## 制度広報インフラとしての日司連ウェブサイトの リニューアルについて

### 市民の目線に合致するホームページを目指して

日司連広報委員会委員長 船橋 幹男

インターネットは生活情報入手の必需品

今年三月二四日、日司連ウェブサイトを（以下、「日司連ホームページ」と言う）がリニューアルオープンした。従来のサイトとは一線を画した、新しいコンセプトに基づいた設計をしたものである。

インターネットの世界は想像を絶するスピードで進化しており、ネット上には全世界のあら

ゆる情報が飛び交っている。そして今や、その情報のほとんどすべてを、誰もがネットにアクセスすることによって入手できる。現在では、何かを知りたいときの人々の行動経路は、特定のウェブサイトのURLを入力したり、ポータルサイトを經由するのではなく、その名称やキーワードを入力して検索するサーチエンジンルートがほとんどである。

インターネットは、サーチエ

ンジンの進化によって急速に拡大しており、既にインターネットがマスメディアの一部を代替するに至っている。従来から「マス四媒体」と言われる新聞、雑誌、ラジオ、テレビは新しい情報を提供するものとして社会に対する高い影響力から、企業や団体にとって広報・PRの主要なターゲットとして位置づけられてきたが、もはやインターネットはこれらを凌駕するほどの情報メディア機能と社会への影

響力を持ちつつある。このことは、広告においてインターネットが既にラジオを超越したことで実証される。

さらには携帯電話という新たな情報メディアツールの普及により、インターネットは、企業などではマーケティング展開を図るための不可欠なコミュニケーションルートとなっている。

日司連ホームページは制度広報のインフラ

これらインターネット社会の急速な変化に伴い、日司連や司法書士のウェブサイトは対応しきれているであろうか？

当初、私たちのウェブサイトは組織内部情報伝達や、外部に對する必要最低限の情報開示（組織に関する情報や懲戒事案の公開など）を目的としてスタートしてきた経緯があり、不特定多数の市民がアクセスして、することを想定していなかったと考えられる。当時はサーチエンジンもなく、司法書士会のウェブサイトにアクセスする人は、

会員以外には何か特別な目的を持った人でしかなかったと思われる。したがって、ウェブサイトは基本的には内部情報伝達ツールの一つと理解し、そのために必要なコンテンツが整備されていればよかつたのである。

しかし、この数年でインターネットの世界は様変わりし、市民の多くがネットを利用して

様々な情報を入手している。今や、ほとんどの企業や団体はインターネットというコミュニケーションシヨールートを除外してのPR（狭義の広報）や広告・宣伝活動はあり得ないというのが実情である。

司法書士会もけつして例外ではなく、ウェブサイトは制度広報にとつてインフラストラクチャーと言つても過言ではないのである。すなわち、ウェブサイトはあくまで外部（市民）を意識した中心的な制度広報メディアという位置づけが必要なのである。

### 市民目線に合致するホームページを目指して

そのような視点から日司連ホームページを見たとき、果たして市民目線に合致しているのか？市民が必要としている情報がわかりやすく掲載されているのか？司法書士の仕事や社会的

役割を的確に広報しているのか？などの疑問が山積したのである。

広報部門では平成一八年度から日司連ホームページの見直しに着手し、一部は改良してきたのであるが、前記の視点からは小手先の改良ではなく、全面的な再構築をしないと抜本的な問題は解消しないという結論に達し、平成一九年度当初から、市民目線に合致する日司連ホームページ構築の作業を開始したものである。

### 市民に役立つホームページ構築のためのアイデア

再構築に際し最初に着手したことは、従来のホームページの詳細な分析と検討である。

例えば「アクセスログ解析」は、現行ウェブサイトのどのページがよく見られているか、一人当たりのサイトにいた時間（平均滞在時間）、主な検索キ

ーワード、どのページに最初にアクセスされているのか、などを調査・分析するものである。

これらを検証することによって、ユーザーをうまく誘導できているか、SEO（注）対策ができていないか、世の中のニーズは何か、などを評価することができる。

特にSEO対策では、代表的なサーチエンジンであるヤフーとグーグルの特性を踏まえ、キーワード数の増大、ページ間のテキストリンクでの接続などの対策を今回実施した。

次に、あくまで市民目線に合致した日司連ホームページを構築するという基本コンセプトから、司法書士をはじめから前面に出すのではなく、生活法務情報需要度が高い市民が求めるものを想定した構成を優先した。すなわち、①今知りたいこと（困っていること）をまず例示し、②専門用語を極力排除した平易な言葉で説明や解決への解説を

行い、③そのために司法書士は「何ができるのか」を具体的に示す、という構成を採用した。

さらにこれらをよりわかりやすくするためにデザインの工夫、フラッシュ、動画等の導入など、企業や団体の優れたウェブサイトも参考に練り上げた。もともと日司連ホームページは未だ製作途上にあり、平成一九年度は最低限のコンテンツを揃えてオープンしたものであるので、市民の様々な相談に対応するコンテンツなども不十分であり、様々な不備もあると思われる。次年度もホームページ拡充は広報の重点事業と位置づけ、コンテンツの充実を図り、配役等のバリエーションも様々なものに變化させていく予定である。

また、サーバについても根本的に見直し、セキュリティが強いデータセンターに移し変え、万全のシステム監視・設定管理体制を構築した。

## アクセス者の需要に応じたページ構築

そのほかには、日司連ホームページのカラーを統一して全体的な一体感を演出した。ホームページは定期的にページを更新することが多いが、定期更新では間に合わない情報を掲示した場合に備え、CMS（コンテンツマネジメントシステム）を一部導入した。これは専門的なHTMLの知識がなくても、入力フォームにテキストを入力する等の作業でページが更新できるもので、お知らせや緊急会長声明などは、日司連事務局で臨機応変に随時更新できるようになった。

日司連ホームページには一般市民のほか、プレス関係者や学者などの専門家が何らかの調査を目的にアクセスされることも多い。したがって、プレス関係者向けには、「会長声明」「総会

決議」「ニュースリリース」など日司連としての公式見解を掲示するページを充実し、司法書士の取り組みとして「社会貢献事業」「学術研究」のページなどもわかりやすいものとした。

一方、会員向け情報は日司連ホームページのトップページにバナーを設けており、従来と同様な内容で掲載しているが、これは情報開示の一環でもあるので会員に限定しているものではない。前述したように、日司連ホームページはあくまで制度広報インフラであり、市民に役立つための情報を提供するものであることをご理解いただきたい。

## さらにわかりやすいホームページを目指して

日司連ホームページは、司法書士会のウェブサイトとは若干性格が異なる部分はあるが、司法書士会のウェブサイトも広報インフラとしての位置づけは

同様である。したがって、市民にわかりやすく情報が提供できているか？という視点から、司法書士会のウェブサイトも可能な限り検討していただきたいと考える。

会員各位には是非とも日司連ホームページをご覧いただき、市民目線で何が不足しているか？さらにどのような工夫をすべきか？など、ご意見をいただきたい。更なる改良点やコンテンツの拡充など、今後もよりわかりやすい市民のためのホームページとするため進化していく予定である。

(注) Search Engine Optimization: ある特定のキーワードでの検索結果表示の際に、上位に表示されるようにホームページを改善する手法のこと。

【新しい日司連のホームページより】

<会長声明>



会長声明や意見書など、司法書士団体としての意見を社会へ発信するページを充実させました

<成年後見について>



「不動産登記」や「成年後見」などの専門用語を避け、日常用語で表現しました

<日常生活のトラブル>



1つの悩み事カテゴリの中で、よくある5つのケースを紹介しています

<土地や建物を贈与したい>



ある相談ケースについて、司法書士がお答えしています

裁 判 事 務

# 取扱事件例の募集

日司連では、  
司法書士取扱事件例の募集を行っています

現在、日司連（裁判事務推進対策部）において、実際に会員各位が携わった事件例を全国の会員同士で共有し、執務に役立てるようになるために、司法書士が取扱った事件を収集し、会員へ提供することを企画しておりますので、以下の募集案内に則って、事件例をお送りいただきますようお願い申し上げます。

司法書士判例データベースとして公開を実現するためには、より多くの事件例が必要であり、会員各位におかれましては、是非とも事件例をお送りいただきますようお願い申し上げます。

~~~~~ 募 集 案 内 ~~~~~

1. 募集資格 司法書士に限る。
2. 募集要項 判決・和解・決定（簡裁に限りません）  
可能であれば、事件例に対し、次頁の様式をご活用いただき、簡単な要旨・コメント等を添付いただきますようお願いいたします。
3. 募集判例 送付会員本人の関わられた事件例に限定いたします。また、お送りいただいた事件例は返却いたしません。また、最近の事件に限らず、現在でも参考となる内容であれば過去の事件も可とします。個人名については、日司連において処理を行いますので、そのままでお送りいただきますようお願いいたします。
4. 送付方法 事件例を郵送もしくはF a xしていただくか、P D F化して電子メール（jimukyoku@nisshiren.jp）でご送信ください。
5. 送付先 〒160-0003 東京都新宿区本塩町9-3  
日本司法書士会連合会 企画調査課
6. 問合せ先 日本司法書士会連合会 事務局 企画調査課  
T E L 03-3359-4171(代)
7. その他 お送りいただいた事件例は上記のとおり、「司法書士取扱事件の判例データベース」への利用の他、裁判事務推進対策部での検討資料とさせていただきますが、その他の目的には使用せず、その取り扱いについては嚴重に注意いたします。

■information

日本司法書士会連合会企画調査課行 Fax:03-3359-4175 jimukyoku@nisshiren.jp

(別紙様式)

会員番号 (      —      ) 名前: \_\_\_\_\_

|                    |     |              |
|--------------------|-----|--------------|
| 裁判所名               | 裁判所 | 支部           |
| 事件名                |     |              |
| 事件番号               | 平成  | 年 (      ) 号 |
| 判決日 (和解日)          |     |              |
| 当事者名               | 年   | 日            |
| 担当者名<br>(差支えがない場合) |     |              |

該当するものをマルで囲んでください。

認容 ・ 一部認容 ・ 棄却 ・ 取消 ・ 却下  
確定 ・ 控訴 ・ 上告 ・ その他(      )

事件の要旨

コメント

# Viva! Estudio 中央研修所から

## 平成20年度研修事業具体化と日程

中央研修所所長

井上 利博

### 1 新人・特別研修

平成二〇年度の新人研修事業（通算二一回）は、概ね平成一九年度の新人研修を踏襲するが、新人研修義務化のための法改正を目標にし、従来からの裁判事務を中心とした科目から倫理や登記法を中心とした科目へ変更する予定である。

また、平成一九年度より、特別研修部から委託をうけての特

別研修実施のため、新人研修部に特別チームを編成してその任に当たっているが、チューター

を特別研修講師として育成することが急務であり、そのための研修会の開催を検討する。

司法書士試験合格者は、ここ数年増加傾向にあり（平成一九年度合格者九一九名）、これに伴い予算も増大傾向にある。しかしながら、後継者の育成を図る新人研修は、研修の中でも最

も重要な事業として位置づけており、中央・ブロック・司法書士会（配属）研修、及び特別研修を含めて「新人四カ月研修」であることを明確にし、実施する。

#### 中央新人研修会

東会場

平成二一年一月二〇日（火）

一月二六日（月）\*一週間

西会場

平成二一年一月一七日（土）

一月二三日（金）\*一週間

講義内容は、科目の入れ替えや講師の交代を検討する。

#### 特別研修の運営

研修所は、昨年度に引き続き第八回特別研修会（平成二一年二月開催予定）の運営にあたる予定である。そのため、昨年度は新人研修部に所員を八名増員し、その八名は特別研修の運営にあたった。本年度は運営にとどまらず、教材・副教材を策定するための組織設置を検討する。

### 2 会員研修

研修所が実施すべき会員研修は、倫理研修、制度研修、業務研修の三種の研修及び臨時研修と位置づけられる。

#### 倫理研修

倫理研修は、多様化する業務を通じてその社会的使命を果たすための職業倫理の保持を目的とし、全ての会員が登録三年次から五年ごとに、必修として受講すべき年次研修会を実施する。さらに、一年次の研修の具体化を新たに検討する。

#### 制度研修（中央研修会）

制度研修としては、さまざまな法制度の構築、維持、発展に資するため、制度の有り様や問題点、さらには将来展望について最先端の情報を提供し、議論を通じて会員間の認識の共有と意識の高揚を図ることを目的として、中央研修会を実施する。

# Viva! Estudio

「ビバ! エストゥード」とは、ポルトガル語で「勉強万歳!」の意味です。

## 業務研修会

業務研修会は、業務が多様化する中、多様なテーマを選定し、多地域・多日程により専門業務研修会・地域開催一般業務研修会・消費者問題対応実務セミナー・裁判実務セミナー・専門分野修得プログラム研修として今年度も開催する。これにより研修会の地方、地域開催を定着させ、将来的には研修会の各プログラム運営をも実現したい。

## 臨時研修会

簡裁代理権取得のための一〇時間の特別研修修了者であつて、まだ考查に通っていない会員のために、臨時の研修会を開催する。

## 研修事業の日程 (予定) について

平成二〇年度研修事業の予定は次のとおりである。

※場所・定員はすべて予定

### ◆特別研修考查向け会員研修

〔日程〕五月二二日(木)～二五日(日)

〔場所〕日司連ホール

〔定員〕一二〇名

### ◆年次制研修(集合研修)

〔テーマ〕職業倫理

〔日程〕七月一九日(土)

〔場所〕日司連ホール

〔定員〕一二〇名

### ◆専門業務研修会

〔企業法務分野〕

〔テーマ〕「事業承継」(仮題)

〔日程〕九月二〇日(土)・二一日(日) \* 二日日程

〔場所〕仙台江陽ホテル

〔定員〕一五〇名

〔財産管理業務分野〕

〔テーマ〕

「相続財産管理人に関する一連の手續きについて」(仮題)

〔日程〕九月二〇日(土)・二一日(日) \* 二日日程

〔場所〕仙台江陽ホテル

〔定員〕二〇〇名

〔定員〕一五〇名

〔不動産分野〕

〔テーマ〕未定

〔日程〕一〇月二一日(土)

〔場所〕電気ビル(福岡市)

〔定員〕二四〇名

### ◆家族法分野

〔テーマ〕「離婚」(仮題)

〔日程〕一〇月二一日(日)

〔場所〕電気ビル(福岡市)

〔定員〕二四〇名

### ◆消費者問題対応実務セミナー

〔日程〕一一月一日(土)・二日(日) \* 二日日程

〔場所〕ワークピア横浜

〔定員〕三六〇名

### ◆裁判実務セミナー

〔テーマ〕「賃貸借関係紛争について」(仮題)

〔日程〕一一月二五日(土)・二六日(日) \* 二日日程

〔場所〕未定(関西地区)

〔定員〕二〇〇名

### ◆第二三回中央研修会

〔テーマ〕未定

〔日程〕一二月六日(土)

〔場所〕日司連ホール

〔定員〕一五〇名

### ◆専門分野修得プログラム研修

〔テーマ〕労働事件

〔日程〕平成二二年一月

〔場所〕神奈川

〔定員〕二〇〇名

### ◆中央新人研修(東会場)

〔日程〕右頁参照

〔場所〕つくば国際会議場

〔定員〕五〇〇名

### ◆中央新人研修(西会場)

〔日程〕右頁参照

〔場所〕未定(関西地区)

〔定員〕五〇〇名

### ◆地域開催一般業務研修会

〔テーマ・日程〕未定

〔場所〕各ブロック・司法書士会の設定会場

## ドイツにおける成年後見制度

社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

理事長 芳賀 裕

さる2月3日(日)から11日(月)の9日間、新井誠日本成年後見法学会理事長を団長とするドイツ成年後見制度視察団に参加しドイツ連邦共和国を訪問した。

日本では人口1億2千万人に対し成年後見利用者が約12万人であるのに対し、ドイツでは人口8,200万人に対し世話人利用者が約120万人と10倍となっている要因は何か、どのようなシステムと努力がそこにあるのか等の関心を持って各所を訪問しそれぞれの関係者の活動実態を見て、日本の成年後見制度の普及発展に役立つヒントを得たいとの思いを持っての視察であった。

視察先は、訪問順に①ドイツ連邦司法省 ②ドイツ連邦家族省 ③世話人協会 ④公証人事務所 ⑤民間老人ホーム ⑥区裁判所 ⑦民間訪問介護センター(以上ベルリン市内) ⑧社会福祉局(世話官庁) ⑨SBH(社会福祉サービスセンター) ⑩ミュンヘン市オンブズマン ⑪民間介護専門学校 ⑫世話人協会 ⑬マックスプランク研究所(以上ミュンヘン市内)。

### 1. 「成年者世話法」の基本原則

ドイツの「成年者世話法」は、旧来の行為能力剥奪・制限の宣告、成年者を対象とする後見および障害保護の各制度を全面的に廃止し、ノーマライゼーションと自己決定権の尊重を基本理念として「必要性の原則」「補充制の原則」のもとに運用されている。

そのため、「世話人(日本の法定後見人に相当する)」は、任意代理人がある場合あるいは「その他の援助(公的・私的)」によって世話人による場合と同様に適切に処理できる場合を除いて選任されることになる。また、被世話人には婚姻能力・遺言能力・選挙権が認められる等本人の自己決定を尊重する精神が貫かれている。

最初に訪問した連邦司法省の家族親族法担当のトーマス・マイヤー参事官(裁判官)は、利用者が増加している要因として、

- ①長生きする人が増加し、認知症高齢者が増加した(現在120万人)
  - ②法令遵守の国民性
  - ③医療契約の説明をする際に世話制度の説明も含まれるようになった
  - ④高齢者に関する官庁窓口の人員削減により、事務効率化を図る必要から、法的事務の代理をしてもらえる世話人の利用を勧める傾向が強まった
- 等を挙げた。

### 2. 「世話人報酬」は各州司法省の公費負担

しかし、利用者が多い大きな理由の一つとして、「世話人報酬」が16の各州司法省予算から支払われることが挙げられる。

「職業後見人」は、週最高40時間までで常に10人以上の世話をするとされており(各被世話人に要する時間は区裁判所で決定される)、1時間当たり報酬は3段階になっており、①

一般の者は、19.5€ ②専門教育を受けた者は、25€ ③大学教育を受けた者は、33.5€(日本円で約5,300円)の定額を受け取る。ただし支払可能な被世話人(全体の15%)については、本人の財産から支出される。

「名誉職世話人」は無報酬だが、年323€を経費として受け取る。

### 3. 「区裁判所(後見裁判所)」

「区裁判所」は、全国に450ヵ所あり、世話事件と訴額5000€までの民事事件を扱う。訪問したベルリン区裁判所(ベルリン市人口350万人に10ヵ所ある内の1つ)では、2007年の申立件数が約1,000件(内100件却下)。年1回報告書が提出される継続事件数は約4,000件。選任後7年経過するまで必ず「世話人が今後も必要か否か」見直すことが法定されており、その結果、1年目で10%が、7年目までで30~40%の世話が終了するとのことである。

なお、申立から決定までの期間は、2日から2ヵ月とスピーディーだ。

### 4. 「市社会福祉局(世話官庁)」と「世話人協会」

市の出先機関として人口10万人に1ヵ所SBH(社会福祉サービスセンター)があり、新生児・子供・青少年・高齢者・住居・移民の問題を担当する。

市は、州の認可で設立された「世話人協会」へ年10万€の補助をし、年間10人以上の名誉職世話人の確保と研修を委託する(市と世話人協会との関係は対等)。

年2回、裁判所・SBH・世話人協会・職業世話人・医師等による「世話人会議」で様々な課題が協議される。

### 5. 法施行時点では、「原則は名誉職世話人、例外的に職業世話人。」

マックスプランク研究所で世話法の研究をされているベルント・シュルテ氏によれば、「世話人」は、その約70%弱が家族・親族を含めた名誉職世話人、約30%が職業世話人(多くは社会福祉士、弁護士は職業世話人の26%、その他医師や神学を学んだ人等)であり、国民の名誉職意識が年々薄れつつあり、世話の質が高い職業世話人の需要が増加する傾向にあるとのことである。

世話人は、年1回裁判所へ「世話の遂行状況報告」をし、区裁判所の監督を受ける(世話人協会は、世話人から報告を受ける等の法律事務は行わない)。万が一世話事務に苦情があれば、関係者は区裁判所へ問い合わせることになる。

### 6. 「成年者世話法」のさらなる改正に向けて

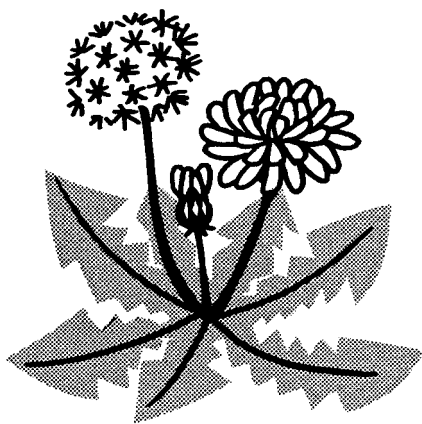
世話法は、「各州司法省」「世話官庁」「世話人協会」の三本柱で成り立っているといわれるが、報酬の公費負担等、行政のかかわり方が我が国と大きく異なる。

1992年1月に施行された「成年者世話法」は、1998年6月に第一次改正、さらに2005年7月に第二次改正が行われ、現在その改正後の全国実態調査が連邦司法省によって行われており、さらに第三次改正も視野に入っている。

よりよい制度づくりに向けて現行制度を自ら見直すシステムには大いに学ぶべきものがあると強く感じた。



ミュンヘン市世話人協会にて  
(右奥の男性が名誉職世話人、女性が職業世話人)



〔申込方法〕

- ①購入を希望される方は、「月報司法書士読者」と明記のうえ送付先住所・氏名（所属会）・電話番号を記入し、直接、出版社あて必ず郵送かファックスでお申し込みください。
- ②出版社より直接、送本ののち、振替用紙等で代金を支払ってください。
- ③定価及び頒布価格につきましては、出版社により表示形態が異なりますので、ご了承ください。
- ④書籍の内容、発送に関するお問い合わせは、直接、出版社へお願いします。
- ⑤締切日平成20年5月15日（木）締切日以降のお申し込みについては、割引価格にならない場合があります。

①『破産法の理論・実務と書式（消費者破産編）（第二版）』

個人再生実務研究会編/A5判  
・四三四頁/平成一九年一月  
一日発行/（株）民事法研究会刊  
定価四四一〇円（税込）  
↓頒布価格四一〇〇円  
（税・送料込）

②『O&A 誰も書かなかった！ 事業用借地権のすべて（全訂増補版）』

都市問題実務研究会編/A5判  
・四一三頁/平成一九年一月  
一日発行/（株）民事法研究会刊  
定価三五七〇円（税込）  
↓頒布価格三三〇〇円  
（税・送料込）

同時廃止型・管財型それぞれの個人破産手続について、相談・受任から申立て、免責、復権まで、最新の法令・判例・実務・運用に基づく手続とノウハウを詳説！ 具体的かつ平易に手続の流れ・実務を解説した、即活用できる実践の手引書！

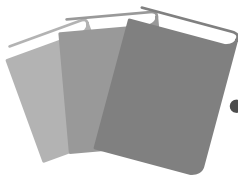
◆①の申込先

（株）民事法研究会 朝倉  
〒一五一―〇〇七三  
東京都渋谷区笹塚二―一八―三  
エルカクエイ笹塚ビル六階  
☎〇三―五三五―一―一五七二  
☎〇三―五三五―一―一五七二

最新の問題についても設問を追加して詳解し、賃料の決め方、担保設定の方法、所得税・相続等の税務処理上の扱い、利回りの計算方法など、事業用借地権を活用する際に気になるあれこれについて、具体的なモデルケースとグラフ等を使いわかりやすく解説！

◆②の申込先

（株）民事法研究会 朝倉  
〒一五一―〇〇七三  
東京都渋谷区笹塚二―一八―三  
エルカクエイ笹塚ビル六階  
☎〇三―五三五―一―一五七二  
☎〇三―五三五―一―一五七二



③ 『補訂版』近隣訴訟の実務

小磯武男編著/A5判・四六九頁・ケース付/平成二〇年一月一日発行/新日本法規出版(株)刊

定価五〇四〇円(税込)  
↓頒布価格四五三六円  
(税・送料込)

本書は、境界紛争・日照妨害・騒音問題等、近隣者間のさまざまな紛争について、実務的な観点から整理、検討を加えた実務書です。平成一四年二月の初版発行以降に公表された判例・文献の追加や筆界特定制度が創設された「不動産登記法」の改正をはじめ、重要な法改正を織り込んだ最新版です。

◆③の申込先

新日本法規出版(株)

営業渉外局 大澤

〒一六二一〇八四二 東京都

新宿区市谷砂土原町二一四

☎〇三三三二六七二二八九八

☎〇三三三三三五一一六五一

④ 『貸金訴訟の実務』(五訂版)

小川英明編/A5判・一〇四〇頁・ケース付/平成二〇年一月一六日発行/新日本法規出版(株)刊

定価七八七五円(税込)  
↓頒布価格七〇八七円  
(税・送料込)

本書は、金銭貸借をめぐる訴訟を類型ごとに分類整理し、実務的な観点から検討・詳細解説した実務書です。改訂にあたって平成一六年発行の「四訂版」以降の貸金業の適正化、過剰貸付の抑制、金利体系の適正化などを柱とした貸金業法の改正や最新の判例を織り込んだ最新版です。

◆④の申込先

新日本法規出版(株)

営業渉外局 大澤

〒一六二一〇八四二 東京都

新宿区市谷砂土原町二一四

☎〇三三三二六七二二八九八

☎〇三三三三三五一一六五一

⑤ 『組織再編・対価の柔軟化をめぐる会計と税務』

あずさ監査法人・KPMG編著/A5判・四〇九頁/平成二〇年一月三二日発行/(株)清文社刊

定価三一五〇円(税込)  
↓頒布価格二八三五円  
(税・送料込)

合併、分割、株式交換・移転等、急増が予想される対価の柔軟化を活用した組織再編の会計処理、税務について、多様な事例を織りまぜながら徹底詳解しています。最新の法令・基準等を体系的に整理し、複雑な基準等の適用関係が理解できるよう工夫、編集しています。

◆⑤の申込先

(株)清文社 営業部 加藤

〒一〇一〇〇四八

東京都千代田区神田司町

二一八一四(吹田屋ビル)

☎〇三二五二八九一九九三一

☎〇三二五二八九一九九一七

⑥ 『株式会社 of 機関』(商業登記全書・第五巻)

神崎満治郎編集代表・鈴木龍介編/A5判・四八〇頁/平成二〇年二月一九日発行/(株)中央経済社刊

定価五二五〇円(税込)  
↓頒布価格四七二五円  
(税・送料込)

会社法施行で規模や実情に応じた多様な会社のあり方が可能となり、機関・役員等の設計、変更は司法書士の必修テーマとなりました。本書は、株主総会、取締役、監査役等各機関について、その権限、要件や選任の諸手続について商業登記を軸に詳解。税務、社会保険、許認可等についても取り上げています。

◆⑥の申込先

(株)中央経済社 営業部 鎌田

〒一〇一〇〇五一

東京都千代田区神田神保町

一一三二二

☎〇三三三三三九三三三三八一

☎〇三三三三三九一一四四三七

## 連合会日誌・執行部の動き

March 2008

## ■連合会日誌（3月）

- 14（金）第4回裁判事務研究会  
員会、第5回司法書士倫理研  
究委員会、ベトナム「不動産  
登記法起草支援」に関する打  
合せ、研修所第4回特別研修  
チーム会議
- 15（土）平成19年度九州B新人  
研修（3月21日まで）
- 16（日）不動産取引保証検討P  
T
- 17（月）総研第5回家事事件研  
究部会、不動産取引保証PT  
18（火）第5回会費制度改革W  
T、第2回中央研修所・総研  
法人化検討WT、第1回プロ  
ック新人研修実行委員長会議、  
第9回不動産登記法改正対策  
部、第19回登録常務会
- 19（水）第5回不動産取引対策  
部、第6回地域司法拡充対策  
部、研修所第8回新人研修部  
会、平成19年度中国・四国B  
新人研修（3月25日まで）、  
平成19年度全国総務担当者会  
議、第6回業務対策部
- 20（木）第6回選挙制度改革W  
T
- 21（金）第14回市民公開シンポ  
ジウム/第2回司法書士人権  
フォーラム、第7回人権委員  
会、総研第4回企画運営委員  
議、第3回総合研究所会議
- 22（土）第3回事業計画・予算  
案策定常務打合せ、高齢者虐  
待防止に関するシンポジウム、  
総研第8回刑事・少年事件研  
究部会
- 23（日）総研第6回行政法関係  
研究会
- 24（月）第7回改革推進WT、  
日司連認証局認証鍵破棄式
- 25（火）第14回常任理事会、第  
2回目日司連災害対策室
- 25（火）〜26（水）第10回理事  
会
- 26（水）第2回司法書士会館管  
理運営委員会
- 27（木）第8回オンライン推進  
対策部、総研第6回法制度比  
較研究部会
- 28（金）ベトナム「不動産登記  
法起草支援」に関する打合せ、  
第3回危機管理体制構築小委  
員会
- 9（日）不動産取引保証検討P  
T
- 10（月）日司連市民公開シンポ  
ジウムに関する打合せ、平成  
19年度東北B新人研修（3月  
16日まで）
- 10（火）〜12（水）第4回日韓  
学术交流研究会
- 11（火）第7回月報発行委員会
- 11（火）〜12（水）第3回中間  
監査
- 12（水）第5回法教育推進委員  
会、第4回後見制度等推進委  
員会
- 13（木）司法支援部門関連委員  
会合同会議、第6回総合相談  
センター事業推進委員会、第  
5回法テラス対応委員会、研  
修所第8回研修制度研究部会、  
第7回名称変更WT
- 3（月）家事・簡裁WT、平成  
19年度関東B新人研修（3月  
9日まで）、平成19年度中部  
B新人研修（3月9日まで）
- 4（火）第3回市民救済基金運  
営委員会
- 5（水）第13回常任理事会、第  
4回本人訴訟支援WT、第18  
回登録常務会、ベトナム「不  
動産登記法起草支援」に関す  
る打合せ
- 6（木）第6回司法書士養成・  
研修制度対策部、第3回広報  
委員会
- 7（金）第5回商事法務WT、  
総研第12回知財関係研究部会、  
第7回研修部門・正副所長合  
同会議

28 (金) 〓 29 (土) 第2回日司連ネット運営委員会

### ■執行部の動き (3月)

1 (土) ブロック別総合相談センター担当者会議 (四国ブロック)、消費者のための割賦販売法改正実現全国会議出席 (境理事)

4 (火) 日本成年後見法学会国際シンポジウム傍聴 (樋口理事他)

5 (水) 消費者教育推進懇談会出席 (安藤理事他)、研修に関する最高裁との打合せ (西村副会長他)

6 (木) 本人確認業務に関する国土交通省と全国宅地建物取引業協会連合会との打合せ (酒井専務理事他)、消費者のための割賦販売法改正実現全国会議院内集会出现 (齋木副会長他)

7 (金) 本人確認業務に関する法務省及び全国銀行協会との打合せ (酒井専務理事他)、

ヤミ金口座の凍結に関する全国銀行協会との打合せ (酒井専務理事他)、自民党司法制度調査会明い競売プロジェクトチーム第3回会合 (山口副会長他)、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案」への意見書に関する法務省との打合せ (境理事他)

10 (月) 日本消費者新聞からの取材対応 (境理事)

11 (火) 自民党消費者問題調査会傍聴 (境理事)

12 (水) 不動産登記のオンライン申請の利用促進に関する法務省民事局との打合せ (鯨井常務理事他)

13 (木) 法曹人口問題等に関する河井法務副大臣からのヒアリング対応 (佐藤会長他)、自民党司法制度調査会登記オンラインプロジェクトチーム第7回会合出席 (佐藤会長他)

17 (月) 日本司法支援センター本部民事法律扶助課との打合せ (齋木副会長他)、第21次

国民生活審議会第8回消費者政策部会傍聴 (境理事)

18 (火) 国民生活審議会第7回総合企画部会傍聴 (境理事)、日弁連副会長新任挨拶対応 (酒井専務理事他)、改正住民基本台帳法に関する総務省との打合せ (三河尻常任理事他)

19 (水) 自民党消費者問題調査会傍聴 (境理事)、犯罪収益移転防止法に関するFATFからのヒアリング対応 (山口副会長他)

24 (月) 産業構造審議会割賦販売分科会・消費經濟部第2回合同会合傍聴 (境理事)、行政不服審査制度に関する規制改革会議からのヒアリング対応 (佐藤会長他)、日本司法支援センターCCに関する日弁連・日司連・日本司法支援センター3者による打合せ (里村常任理事他)、第21次

国民生活審議会第9回消費者政策部会傍聴 (境理事)

25 (火) 日司連役員選挙制度に関する法務省民事局との打合せ (三河尻常任理事他)、自民党司法制度調査会「法曹養成・法曹教育及び資格試験のあり方に関する小委員会」出席 (佐藤会長他)

27 (木) 国民生活審議会第8回総合企画部会傍聴 (境理事)

31 (月) 第3回電子署名及び認証業務に関する法律の施行状況に係る検討会出席 (佐藤会長他)

● 月報 司法書士 No.434  
定価 250円 発行 平成20年4月10日  
発行者 日本司法書士会連合会  
〒160-0003 東京都新宿区本塩町9-1-3  
TEL 03-3359-4171 (代)  
0120-55-2059 (総合案内)  
http://www.shiho-shoshi.or.jp/  
編集 月報発行委員会  
印刷 あかつき印刷株式会社 \*不許複製

乱丁・落丁はお取り替えいたします。